



平成23年6月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 鈴木敦雄

平成22年（行ケ）第6号審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成23年6月3日

判 決

岩手県一関市宮下町8番11号

原	告	大	森	工	業	株	式	会	社
同	代表者代表取締役	大	森	琢	哉				
同	訴訟代理人弁護士	高	橋	善	樹				

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被	告	公	正	取	引	委	員	会
同	代表者委員長	竹	島	一	彦			
同	指定代理人	田	中	久	美	子		
同		島	崎	伸	夫			
同		秋	沢	陽	子			
同		高	野	雄	二			
同		藤	原	昌	子			
同		坪	田		法			
同		因	藤	奈	緒	子		
同		小	高	真	侑			
同		松	原	大	樹			
同		遠	藤		光			

主 文

- 1 被告が、公正取引委員会平成17年（判）第14号審判事件について、原告に対し平成22年3月23日付けでした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求の趣旨

主文同旨

## 第2 事案の概要

- 1 原告を含む別紙1被審人目録記載の80社（以下、「被審人80社」という。）は、同目録「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき、「建設業の許可」欄記載のとおり国土交通大臣又は岩手県知事から建設業の許可を受け、岩手県の区域において建設業を営む者である。

被告は、被審人80社が、岩手県が発注する建築一式工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）附則2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）2条6項に規定する不当な取引制限を行っており、この行為が同法3条の規定に違反しているとした上で、平成22年3月23日、被審人80社のうち被審人株式会社ビックランドを除く被審人79社（以下「被審人79社」という。）については、独占禁止法54条2項が規定する「特に必要があるとき」に該当するとして、不当な取引制限を排除するために必要な措置を命じ、株式会社ビックランドについては、上記の不当な取引制限を排除するために必要な措置を命ずる必要はないとして、同条3項の規定により、独占禁止法3条の規定に違反することを確認する審決（以下、「本件審決」という。）をした。

これに対し、原告は、本件審決が認定した原告による不当な取引制限を認める実質的証拠はないなどと主張し、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

### 2 前提となる事実

- (1) 本件に関係する建設会社

## ア 被審人 80 社

(ア) 被審人 80 社は、それぞれ、別紙 1 被審人目録記載の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき、「建設業の許可」欄記載のとおり国土交通大臣又は岩手県知事から建設業の許可を受け、岩手県の区域において建設業を営んでいる。(査第 1 号証, 第 295 号証) (以下、各被審人については、それぞれ、同目録 1 の各「事業者」欄内のかっこ書きのとおり略称する。)

(イ) 被審人千葉匠建設は、平成 15 年 8 月 14 日まで「株式会社千葉重機」との商号であったが、同日、株式会社タクミ (以下「タクミ」という。) を吸収合併するとともに、現商号に変更した。被審人中央コーポレーションは、同年 5 月 15 日まで「中央建設工業株式会社」との商号であったが、同日、株式会社中央製作所を吸収合併するとともに、現商号に変更した。被審人水本は、平成 17 年 8 月 1 日まで「水本建設株式会社」との商号であったが、同日、現商号に変更した。被審人タカヤは、平成 20 年 9 月 12 日まで「高弥建設株式会社」との商号であったが、同日、現商号に変更した (以下、商号変更前の被審人タカヤについても「被審人タカヤ」と表記する。)。 (査第 1 号証, 第 308 号証)

## イ 被審人以外の会社

(ア) 別紙 3 (別紙 2 は欠番) 記載の 5 社、別紙 4 記載の 10 社及び別紙 5 記載の 11 社 (以下、これらの会社と被審人 80 社を合わせて「106 社」という。) は、各別紙の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、それぞれ、建設業法の規定に基づき岩手県知事から建設業の許可を受け、岩手県の区域において建設業を営み又は営んでいた。(査第 2 号証)

(イ) 別紙 3 記載の 5 社は、平成 15 年 5 月 31 日以降、岩手県から建

築一式工事についてB又はCの等級（以下、それぞれ「B級」，「C級」という。）に格付けされたことにより，岩手県発注の特定建築工事の入札に参加していない。（査第23号証）

(ウ) 別紙4記載の10社は，同別紙の「期日」欄記載の年月日以降，「事由」欄記載の事由により，建設業を営んでいない。（査第2号証）

(エ) 別紙5記載の11社は，同別紙の「期日」欄記載の年月日に，破産手続開始決定を受けた。（査第298号証ないし第301号証，第309号証ないし第311号証）

(2) 岩手県の建築一式工事の発注方法等

ア 岩手県が発注する建築一式工事

岩手県は，建設業法に規定する建築一式工事を，工事内容に応じて新築，増築，改築，改修，改造等の分類を付すなどして発注していた。（査第5号証，第6号証，第168号証，第169号証）

イ 建築一式工事の発注方法

(ア) 所管部署等

岩手県は，地方自治法及び同法施行令の規定に基づくほか，同県が制定した「岩手県会計規則」等の規定に基づき，建築一式工事の発注を行っていた。（査第6号証，第9号証ないし第11号証）

岩手県は，同県が発注する建築一式工事のうち，本庁，教育委員会事務局及び警察本部が所管する工事並びに医療局が所管する工事の一部については本庁において，医療局が所管するその余の工事及び地方振興局等の出先機関が所管する工事についてはそれぞれの局又は出先機関において，それぞれ入札事務を行っており，また，それらの契約事務は工事を所管する各部署においてそれぞれ行っていた。（査第6号証，第12号証）

(イ) 入札参加資格者の登録及び等級区分

岩手県は、「県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程」及び「県営建設工事の指名競争入札及び条件付一般競争入札に参加しようとする者の指名競争入札等参加資格基準及び県営建設工事請負資格審査申請書の提出期日」等に基づき、同県が発注する建築一式工事の指名競争入札、受注希望型指名競争入札及び条件付一般競争入札への参加を希望する者について客観的事項（経営規模、経営状況等）、主観的事項（工事成績評点、技術等評点、県施策評点等）及び技術者の要件（工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること等）の3項目の観点から指名競争入札等参加資格基準に係る審査を行い、適合すると認める者（以下「資格者」という。）について、客観的事項の審査結果（経営事項審査結果）による総合評点に主観的事項の審査結果による評点を合算した総合点数に基づき、総合点数の高い順に、A級、B級及びC級のいずれかに格付し、県営建設工事請負資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録していた。（査第13号証ないし第17号証）

資格者名簿の有効期間は2会計年度であり、2会計年度経過後翌2会計年度に係る資格者名簿が作成されるまでの4月1日から5月末日までは、前2会計年度の資格者名簿が使用されていた。（査第13号証、第14号証、第19号証、第20号証）

106社は、遅くとも平成13年4月1日以降（別紙7記載の事業者にあつては、それぞれ、「期間」欄記載の期間）、岩手県が発注する建築一式工事について、A級に格付されていた。（査第21号証ないし第23号証）

(ウ) 発注方法の種類等

a 発注方法の種類

岩手県は、同県が発注する建築一式工事の大部分を、条件付一般競争入札、受注希望型指名競争入札又は指名競争入札のいずれかの方法で発注していた。その余は、一般競争入札又は随意契約の方法で発注していた。（査第24号証、第25号証）

b 各発注方法の適用基準

岩手県は、平成13年4月1日から平成16年10月25日までの期間（以下、「本件期間」という。）中、設計額が1億円以上、一般競争入札対象額未滿の建築一式工事について、条件付一般競争入札を実施し、設計額が1億円未滿の建築一式工事について、指名競争入札を実施した。ただし、同県は、平成16年1月5日から、設計額が5000万円以上、1億円未滿の建築一式工事について、受注希望型指名競争入札を導入した。（査第6号証、第24号証）

c 設計額による入札参加資格者の分類

岩手県は、本件期間において、建築一式工事の入札参加者を、設計額が7000万円以上の建築一式工事については原則としてAの等級（以下「A級」という。）に格付した者（以下「A級建築業者」という。）のみ、設計額が3500万円以上、7000万円未滿の建築一式工事については原則としてB級に格付した資格者のみ、設計額が3500万円未滿の建築一式工事については原則としてC級に格付した資格者のみとしていた。（査第26号証ないし第28号証）

なお、岩手県は、設計額が7000万円未滿の建築一式工事であっても、工事の技術的な難度が高いもの、緊急に工事を行う必要のあるものなど、B級又はC級に格付した者では施工困難と認められる工事については、A級建築業者のみを指名競争入札及び受注希望型指名競争入札の参加者として指名していた。（査第28号証）

d 指名業者選定の基本方針

岩手県は、県内経済活性化の観点から、建築一式工事の指名競争入札及び受注希望型指名競争入札に当たり、同県内に本店を置く業者（以下、「県内業者」という。）が施工可能と認められる工事について、極力、県内業者の中から指名業者を選定することとしていた。

（査第29号証，第30号証）

また、岩手県は、A級建築業者を対象とする建築一式工事の指名競争入札及び受注希望型指名競争入札に当たり、施工場所を管轄する地方振興局内及び隣接地方振興局内の資格者に配慮しつつ、全県的視野に立って、県内一円のA級建築業者の中から指名業者を選定することとしていた。（査第28号証）

e 具体的発注方法

(a) 指名競争入札

岩手県は、指名競争入札の方法により建築一式工事を発注する場合、「県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の指名基準」に基づき、資格者の中から、施工成績、技術的適性、地理的条件、手持ち工事量等を総合的に勘案して、原則として10社を入札参加者として指名していた。（査第28号証，第30号証，第32号証，第35号証）

なお、予定価格及び指名業者名の入札前の公表は行われなかった。

（査第28号証，第33号証）

(b) 受注希望型指名競争入札

岩手県は、受注希望型指名競争入札の方法により建築一式工事を発注する場合、「受注希望型指名競争入札実施要領」に基づき、個々の工事ごとに地域要件、施工実績要件といった入札参加資格要件を設定の上、工事の概要、入札参加資格要件を事前に公表して、入

札参加希望者を募り，入札参加希望者のうち入札参加資格要件を充足する者の中から，地理的条件を優先しつつ，施工成績，技術的適性，手持ち工事量等を総合的に勘案して，20社を上限として入札参加者を指名していた。（査第28号証，第30号証，第31号証，第35号証）

なお，予定価格及び指名業者名の入札前の公表は行われなかった。（査第28号証，第33号証）

(c) 条件付一般競争入札

岩手県は，条件付一般競争入札の方法により建築一式工事を発注する場合，県内の施工実績者が少ない工事等を除いて，県内業者のみを入札に参加させることとし，「県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施手続及び事務処理要領」に基づき，設計額が1億円以上，5億円未満の建築一式工事については，単独の業者を対象に発注し，「特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程」及び「特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する取扱要領」に基づき，大規模かつ技術的難度の高い工事等であつて設計額が5億円以上，一般競争入札対象額未満の建築一式工事については，県内業者のみを構成員とする特定共同企業体（以下「JV」という。）を対象に発注していた。（査第32号証，第35号証ないし第39号証）

条件付一般競争入札では，その発注金額から，単独物件，JV物件とも，A級建築業者のみが入札参加資格を有しており，岩手県は，さらに個々の工事ごとに県内に本店を有すること等の地域要件，施工実績要件，配置予定技術者資格要件といった入札参加資格要件を設定の上，対象工事の概要と併せて事前に公告し，入札参加希望者を募り，条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の中

から入札参加資格要件を充足する者すべてを入札参加者としていた。

(査第32号証, 第35号証, 第36号証, 第39号証)

そして, 岩手県は, 条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には, 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により確認結果を郵送で通知していたが, 入札参加者名の入札前の公表は行っていなかった。(査第32号証, 第33号証, 第36号証, 第39号証)

なお, 岩手県は, 条件付一般競争入札に付する工事について, 平成16年10月31日までは, 公告において設計額を事前に公表していた。(査第39号証)

また, 岩手県は, 条件付一般競争入札の執行に当たって, 入札参加者に対し, 1回目の入札書に記載した入札金額に係る工事費内訳書を, 入札と同時に提出させていた。(査第36号証, 第39号証)

(エ) 再度入札等

岩手県は, 指名競争入札及び受注希望型指名競争入札のいずれにおいても, 1回目の入札で予定価格に達しない場合は, 原則, 2回を限度として再度入札を実施し, 3回目の入札で予定価格に達しない場合は, 指名業者を選定し直して改めて入札を実施する, あるいは, 予定価格と最低入札価格との差が少ない等のときには, 一部の入札参加者から見積書を徴した上で, 随意契約に移行することとしていた。(査第28号証, 第41号証)

また, 岩手県は, 条件付一般競争入札について, 1回目の入札で予定価格に達しない場合は, 平成16年10月31日までは, 再度入札を1回実施することとしていた。(査第39号証, 第41号証)

(オ) 低入札価格調査制度等

岩手県は、低価格による入札に対して次のとおり対処していた。

条件付一般競争入札については、すべて低入札価格調査制度を適用し、入札の結果、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る額で入札した者がいる場合は落札者の決定を保留することとし、当該入札額によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを、最低額入札者から順次調査した上で、履行可能である者を落札者としていた。その際、履行可能な者がいないときは、調査基準価格以上で入札した者のうち入札額の一番低い者を落札者としていた。

また、指名競争入札及び受注希望型指名競争入札であらかじめ最低制限価格を設定した工事については、入札の結果、最低制限価格を下回る額で入札した者がいる場合は当該入札者を失格とし、最低制限価格以上で入札した者のうち入札額の一番低い者を落札者としていた。

(査第24号証, 第39号証, 第41号証, 第42号証)

### (3) 本件に至る経緯

#### ア 盛岡支部A級会

社団法人岩手県建設業協会（以下「岩手県建設業協会」という。）の会員のうち岩手県が発注する建設工事についてA級に格付されている者によって、岩手県建設業協会A級会（以下「岩手県A級会」という。）が設けられていたところ、平成6年8月ころまで、その下部組織として、盛岡地方振興局管内に所在するA級建築業者によって、岩手県建設業協会盛岡支部建築A級会（以下「盛岡支部A級会」という。）が設けられていた。

盛岡支部A級会の会員は、岩手県が指名競争入札の方法により発注する建築一式工事について、入札前に指名業者が「研究会」と称する会合を開催して話し合うなどして、受注調整を行っていた。

しかし、盛岡支部A級会は、いわゆる埼玉土曜会事件の摘発を契機に、岩手県建設業協会につながる組織のままでは受注調整を続けられないとし

て、平成6年8月20日ころに解散した。

平成6年4月ころから解散までの間、盛岡支部A級会の会長は、当時の被審人タカヤの取締役であった稲垣孝一（以下「稲垣」という。）が務めていた。

（査第43号証ないし第50号証，第58号証，第61号証）

## イ トラスト・メンバーズの発足及び役員

### （ア）発足

盛岡支部A級会が解散した後、稲垣らは、トラスト・メンバーズを発足させることとした。

その際に、盛岡地方振興局管内のみならず岩手県一円を対象に広く会員を募ることとし、岩手県内のA級建築業者77社がこれに応じた。

そして、平成6年11月1日付けでトラスト・メンバーズの会員名簿が作成され、同月2日、盛岡市所在の南部会館において、「第一回の集い」と称する発足会合が開催された。

（査第46号証，第51号証ないし第58号証，第61号証，第96号証，第115号証，第116号証，第127号証，第141号証，第144号証，第177号証）

### （イ）役員

トラスト・メンバーズは、会員各社の営業責任者級の者で運営され、会長、副会長等の役員が選任されていたほか、平成11年ころ以降は、岩手県の各地方振興局の各管轄区域からそれぞれ地区役員が選出されていた。（査第46号証，第57号証，第59号証ないし第61号証，第97号証）

トラスト・メンバーズの会長には稲垣が就任し、以後、稲垣は、平成12年4月に被審人タカヤを退社して同年6月に他の会社に籍を置くようになった後も、引き続き、会長を務めた。（査第51号証，第60号

証，第61号証，第63号証，第65号証ないし第69号証，第99号証，第112号証，第113号証)

(ウ) 総会の開催

トラスト・メンバーズは，毎年1回，ほとんどの会員の出席の下，総会を開催し，毎年度の業務報告，会計報告等を行っていた。(査第63号証ないし第69号証，第99号証)

(エ) 役員会の開催

トラスト・メンバーズでは，総会の前など必要に応じて，会長，副会長等の役員の出席の下で役員会が開催されており，会員間における情報交換が行われていた。(査第70号証ないし第78号証)

(オ) 会員への周知

トラスト・メンバーズの会員には，必要に応じて「トラスト・シグナル」と称する連絡文書等が会長名で送付されていた。(査第79号証ないし第87号証，第89号証)

(カ) トラスト・メンバーズへの新規加入の方法

トラスト・メンバーズの会員となるためには，会則において会員2社の推薦が必要とされていた。

そして，新規に加入した者は，その年の総会で出席会員に紹介されるとともに，総会資料においても「新入会員紹介」等として記載され，既存会員に対して周知されていた。併せて，総会資料に添付される会員名簿によって新入会員も既存会員を知ることができるようになっていた。

(査第64号証ないし第69号証，第88号証，第97号証，第99号証，第111号証)

(キ) 岩手県は，トラスト・メンバーズが同県発注の特定建築工事について受注調整を行っている疑いがあるとの情報が寄せられたことから，平成14年10月29日，トラスト・メンバーズの会長（稲垣），副会長等

から事情聴取をした。

これを受けて、同年11月13日に福祉センターで開催されたトラスト・メンバーズの役員会において、同年10月16日に開催された平成14年度の総会で承認されていたTST親交会への名称変更が確認され、対外的には役員は存在しないこととされた。

そして、平成14年11月25日付け文書により、トラスト・メンバーズの各会員に対し、同年12月1日から会の名称をTST親交会とすることが周知された。

(査第161号証ないし第167号証)

(ク) トラスト・メンバーズ等への加入状況

106社のうち別紙6記載の9社を除く97社は、平成13年4月1日当時トラスト・メンバーズの会員であった。

別紙6記載の9社のうち、被審人千葉匠建設を除く8社は、それぞれ、別紙6の各「期日」欄記載の期日に開催されたTST親交会等の総会において、出席会員に紹介され、加入が承認された。

被審人千葉匠建設は、平成15年8月14日にタクミを吸収合併し、同年9月24日に岩手県から建築一式工事についてA級に格付されて以降、タクミのTST親交会の会員としての地位を引き継いだ。

(査第69号証, 第111号証, 第112号証, 第114号証, 第118号証, 第119号証)

3 本件審決が認定した独占禁止法違反となる事実

被審人80社、別紙3記載の5社、別紙4記載の10社及び別紙5記載の11社(106社)は、いずれも建設業を営み又は営んでいた者であるが、遅くとも平成13年4月1日(別紙6記載の事業者にあっては、遅くとも各「期日」欄記載の年月日ころ)以降、岩手県が、条件付一般競争入札、受注希望型指名競争入札又は指名競争入札(各入札方法の詳細については前記2の(2)イウ)

eのとおり。)の方法により、A級建築業者のうち県内業者(JVを含む。)のみを入札参加者として発注する建築一式工事(以下「岩手県発注の特定建築工事」という。)について、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため

(1) 当該工事について受注を希望する者又は受注を希望するJV(以下まとめて「受注希望者」という。)は、106社が会員となっていたトラスト・メンバーズないしTST親交会の会長又は地区役員(以下まとめて「TST等世話役」という。)に対して、その旨を表明し、

ア 受注希望者が1名の場合は、その者を受注予定者とする

イ 受注希望者が複数のときは、「継続性」(主として過去に自社が施工した建築物の工事であること)、「関連性」(主として過去に自社が施工した建築物と関連する建築物の工事であること)、「地域性」(主として工事場所が自社の事務所に近いこと)等の事情を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

(2) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意(以下「本件基本合意」という。)の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、岩手県発注の特定建築工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものである。

(以下、本件基本合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた行為を「本件違反行為」といい、個別の物件において受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにする行為を「受注調整」という。)

#### 4 本件の争点

(1) 106社が本件違反行為を行ったか否か。(争点(1))

(2) 本件違反行為が「競争を実質的に制限」(独占禁止法2条6項)するものであったか否か。(争点(2))

(3) 本件違反行為についての除斥期間（独占禁止法7条2項ただし書）が経過したか否か。（争点(3)）

(4) 被審人らに対して排除措置を命ずることにつき「特に必要があると認めるとき」（独占禁止法54条2項）に当たるか否か。（争点(4)）

5 争点についての本件審決の認定及び被告の主張

(1) 争点(1)（106社が本件違反行為を行ったか否か）について

ア TST親交会等の会長の稲垣のほか多数の会員の関係者が、トラスト・メンバーズないしTST親交会において、岩手県発注の特定建築工事について、前記3の受注調整のルールが存在し、それに従って受注調整が行われていたことを認める内容の供述をしている（稲垣〔査第61号証，第153号証〕，被審人吉武建設の代表取締役〔査第62号証，第115号証，第142号証〕，被審人東野建設工業の専務取締役〔査第116号証，第147号証，第151号証〕，被審人千葉建設（水沢市）の営業部長〔査第117号証〕，被審人新田組の専務取締役〔新田〕〔査第127号証，第143号証〕，被審人佐賀組の代表取締役〔査第128号証〕，大蔵建設の取締役〔査第129号証〕，被審人タカヨ建設の代表取締役〔査第130号証〕，白根建設の代表取締役〔査第131号証〕，被審人タカヤの常務取締役〔佐々木〕〔査第139号証〕，被審人北水建設工業の専務取締役〔査第140号証〕，被審人篠村建設の代表取締役〔査第141号証〕，被審人恵工業の顧問〔査第144号証〕，丸卓建設の社長付〔査第149号証〕，被審人菱和建設の企画副本部長〔査第150号証〕，石川工務所の代表取締役会長〔査第158号証〕及び被審人千田工業の代表取締役〔千田三義〕〔査第177号証〕）。

イ トラスト・メンバーズないしTST親交会の関係者から、前記3の受注調整のルールが存在し、それに従って受注調整が行われていたと考えなければ説明が困難と考えられる文書が次のとおり留置されている。

- (ア) トラスト・メンバーズが平成7年2月1日付けで会員向けに発行した「トラスト、シグナル」と題する連絡文書（査第79号証）

「トラスト、メンバーズ発足の当初から岩手県A級会との関係を懸念する声がありましたが、昨年末に紀室会長と協議いたしまして建築関係については県A級会と相互に連絡をとりあって、従来通りトラスト、メンバーズで取扱いをすることを確認いたしました。二重、三重の危機管理の観点からも別組織のこの会の存在の重要性があると思いますので、  
・ ・ 諸問題解決の場として活用して頂きたいと思います。」等の記載がある。

- (イ) トラスト・メンバーズの稲垣が平成8年8月20日付けで会員向けに発行した「お願い」と題する連絡文書（査第81号証）

「最近是一般競争、公募型の発注が多くなりましたので混乱をさけるために、参加希望者は広告日（ママ）を含めて、3日以内にトラスト・メンバーズ事務局か、A級会に申し込んで下さい。申し込みのない場合は参加希望なしとして取り扱いすることがありますので御了承下さい。使名競争入札（ママ）についても、従来通り希望者は指名受日より3日以内に上記関係に申し込んで下さい。尚、トラスト・メンバーズでお受けするのは建築工事のみとなりますので念のため申し添えます。」等の記載がある。

- (ウ) トラスト・メンバーズの稲垣が同会に入会しようとしていた被審人佐々勇建設に対して平成10年11月25日付けで交付した連絡文書（査第88号証）

「佐々勇建設(株)代表取締役佐々木百子」という宛名が手書きで、その余の部分はワープロ等で印字されたものであり、その下部には「協議事項及び 申込受付について（建築工事） 受付電話番号 030-127-7686（会長直接お受けします）」、「工事希望者は公告日を

ふくめて3日以内に申し込んで下さい。特に一般競争及び公募型については申込のない場合は参加希望なしとして取扱いすることがありますので御了承下さい。」との記載がある。

(エ) 「10周年記念 平成16年度TST親交会総会資料」と題する書面  
(査第51号証)

会長である稲垣の「ご挨拶」として、「TST親交会(トラスト・メンバーズ)創立10周年の記念すべき年にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。」、「平成5年に中央建設業界を震撼させた事件が発生し、これが私たち地方業界にも波及することが必至と予測されました。従いまして従来の組織では対応が困難となり、特に建築関係の混乱を未然に防止するために、・・・新組織『トラスト・メンバーズ』を立ち上げ、・・・」、「現況は競争面は官主導で否応なく完璧に実施されておりますが、協調面をいかに構築するかが緊急な課題であります。協調の原点は『会話』です。・・・会員各位の良識に期待し、より良い方向を見出して参りたいと思います。」等の記載がある。

ウ 106社は、本件期間中に、岩手県が発注した特定建築工事に該当する別紙8記載の133物件(以下、個々の物件を別紙8の番号欄記載の番号に従って「物件1」等といい、まとめて「本件発注物件133物件」という。本件発注物件133物件の工事名、発注方法、公告日・通知日、入札日、予定価格、落札業者、落札価格、落札率及び入札参加者は、それぞれ別紙8の各該当欄記載のとおりであり、入札参加者欄記載の「▲」印を付された業者及び【 】で括られた業者についての説明は、同欄冒頭記載のとおりである。)のうち、118物件を受注しているが、本件発注物件133物件のうち、別紙9記載の58物件(以下「58物件」という。)及び別紙10記載の5物件の合計63物件(以下「63物件」という。)については、各別紙の各項記載のとおり受注調整が行われていた。(別紙9

及び1.0の各項掲記の各証拠)

別紙9及び10によれば、63物件についての受注調整は、いずれも、前記3の方法で行われていたといえる。当該受注調整の方法が、入札参加者の構成、特定の事業者の参加の有無等によって有意に異なるというような事情は認められない。63物件は、条件付一般競争入札、受注希望型指名競争入札、指名競争入札のいずれの発注方法も含み、新築工事のみならず改築工事、改修工事、増築工事、解体工事等の多様な種別にわたり、その工事場所も特定の地域に偏ることなく県内全域にわたっている。63物件は、本件期間中の特定の時期にも偏っていない。

エ トラスト・メンバーズないしTST親交会においては、必要に応じて役員会が開催され、そこで、条件付一般競争入札への対応など、受注調整を継続していくための方策が検討されており、かかる検討は、平成13年以降も継続されていた。

オ トラスト・メンバーズないしTST親交会においては、かねてから、役員会で確認された事項を総会の場において周知させるなどされていたところ、平成13年以降も毎年、ほとんどの会員の出席の下で総会が開催され、また、会員向けの連絡文書（その具体的内容の一部は前記イ(ア)及びイ(イ)のとおり）の送付により、受注希望の表明方法、連絡先及び連絡期限についての周知が図られていた。

トラスト・メンバーズが受注調整を行っているとの情報が岩手県に寄せられ、稲垣らが岩手県の事情聴取を受けたにもかかわらず、トラスト・メンバーズの関係者は、受注調整をやめることなく、会の名称変更等の発覚防止のための措置を講じつつ、その後も引き続き従前同様の受注調整を継続した。

そして、平成15年10月16日に岩手県花巻市所在の新鉛温泉愛隣館で開催された総会及び平成16年10月20日に同市所在のホテル千秋閣

で開催された総会では、従来の会則に代えて、「1. みんなできめたルールを尊重し、人としての礼節を守り、小異をすてて効率的に柔軟な人間関係の形成をめざして英知を結集する場としましょう。」という内容の新たに制定された指標が総会資料に記載され、総会資料に含まれていた会員名簿の記載も会社名から個人名に変更されるなどして、引き続き受注調整を継続することが確認された。総会資料は、欠席者に対しても配布された。

カ 以上の諸事情に照らせば、遅くとも平成13年4月1日までに、TST親交会等の会員間において本件基本合意が成立し、以後、同合意に基づく受注調整が行われてきたものと認めるのが相当である。

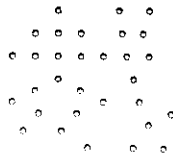
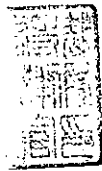
キ そして、トラスト・メンバーズが、盛岡支部A級会が解散した後、岩手県が指名競争入札の方法により発注する建築工事一式について、競争を回避して受注価格の低落を防止するために、事前に受注調整をすることを主たる目的として設立されたものであること、平成14年10月ころ、岩手県に、トラスト・メンバーズが岩手県発注の特定建築工事について受注調整を行っている疑いがあるとの情報が寄せられ、トラスト・メンバーズの会長（稲垣）や副会長などが岩手県による事情調査を受けたことから、会の名称をTST親交会に変更するなど受注調整が発覚することを防止する措置が講じられたものの、引き続き従前通りの受注調整が行われていたこと、新たにトラスト・メンバーズないしTST親交会の会員となる者は、同会において同建築一式工事についての受注調整が行われていること及びその方法に関する説明を受け、これに賛同した上で、総会の承認を得ることになっていたこと、その際に、前記イ(ウ)のような受注調整の手続に関する内容を含む連絡文書が新入会員に交付された事例があること（前記イ(ウ)の文書の体裁によれば、少なくとも同文書が作成された当時は、トラスト・メンバーズにおいて、同文書の宛名部分のみを空白とした定型文書を用意しておき、新入会員に対して、当該定型文書の宛名部分に宛名を記入し

たものを定型的に交付する，というような運用が行われていたものと推認される。) ，実際にトラスト・メンバーズないしT S T親交会において，本件期間を通じて恒常的に，T S T等世話役も関与する形で受注調整が行われていたこと，前記イ(ア)及びイ(イ)のように，受注調整に関する連絡等が，各会員に対して恒常的に行われていたこと（したがって，受注調整に参加する意思のない者を入会させることは，部外者に対して自分達が組織的に受注調整をしている事実を暴露するに等しいこと）も踏まえれば，トラスト・メンバーズないしT S T親交会等の会員となった事業者は，特段の事情のない限り，同会が主として受注調整を行うことを目的とする組織であること，実際に受注調整が行われていること，自社もそれに参加することとなることを，認識していたものと認めるのが相当である。

ク 本件合意で考慮される「地域性」，「継続性」，「関連性」のうち，「地域性」は，主として工事場所が事業者の本店所在地に近いことを意味するのであり，また，これらの要素に加えて直近の受注高の多寡を勘案して話合いが行われていたので，常に過去に施工したという条件を持つ者が有利であるとは限らず，T S T親交会の新規加入者にも受注の可能性があるもので，原告を含むT S T親交会の新規加入者にも，本件合意に参加するメリットがある（本件訴訟における被告の追加主張）。

ケ 原告の担当者は，原告がT S T親交会の会員となる約半月前に行われた物件106の入札において，被審人橋本工務店の営業部課長から，受注調整についての協力を求める連絡を受け，物件106については，実際に，本件合意に基づく受注調整によって受注予定者となった被審人橋本工務店が落札をしている。

コ 原告については，T S T親交会が主として受注調整を行うことを目的とする組織であること，実際に受注調整が行われていること，自社もそれに参加することとなることを認識することなくT S T親交会に加入していた



ものとうかがわれる上記特段の事情があるとは認められない。

サ 以上によれば、原告を含む106社は、本件基本合意に加わり、本件違反行為に及んでいたものと認められる。

(2) 争点(2) (本件違反行為が「競争を実質的に制限」するものであったか否か) について

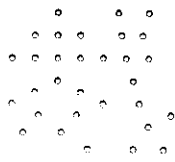
ア 本件違反行為は、岩手県発注の特定建築工事の取引分野における競争制限を目的として開始され、本件期間だけをみても3年半以上にわたって実質的に継続されている（特に、別紙10記載の5物件において、本件基本合意に基づく受注調整において受注予定者とされた事業者が最終的に受注できないというような事態が生じたにもかかわらず、その後も本件基本合意に基づく受注調整が継続されていることは、本件違反行為が実質的に継続されていたことを端的に示すものといえる。）。

イ 別紙8によれば、本件発注物件133物件における入札参加者の総数は147社であり、106社は参加者数の約72.1%を占めている。本件発注物件133物件すべての入札において、106社のいずれかが入札参加者となっている。そして、106社は、本件発注物件133物件のうち118物件（88.7%）、発注総額（落札金額、税抜き。以下同様。）約192億円のうち約168億円（87.5%）を受注していた。

ウ 本件期間中の岩手県発注の特定建築工事のうち63物件について、実際に本件基本合意に基づく受注調整が実行されている。また、以下の(ア)ないし(エ)の諸事情に照らせば、本件受注物件118物件のうち58物件に含まれない60物件の全部又は大部分においても、本件基本合意に基づく受注調整が行われたものと推認される。

(ア) 60物件のうち、別紙11記載の8物件については、受注予定者を決定するための「研究会」が開催されている。

(イ) 60物件のうち、1回目の入札で落札者が決まらず再入札に至ったも



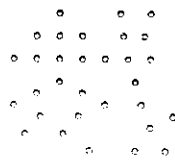
のが10物件（物件18，30，40，49，66，71，76，81，90及び115）あるところ，そのすべてにおいて，1回目の入札の際に最低価格で入札した者がその後の再入札においても引き続き最低価格で入札して落札している。

(ウ) 別紙8によれば，106社の中に，63物件の入札及び60物件の入札に共に参加したことがある者が95社存在する。60物件のいずれにおいても，上記95社のうち複数の者が入札に参加しており，かつ，60物件のうち52物件（86.7%）においては，上記95社で入札参加者の過半を占めている。

(エ) 106社のうち被審人タカヤ，同千田工業，同新田組，同タカヨ建設，同橋本工務店，同佐賀組，同北水建設工業，同東野建設工業，同吉武建設，同恵工業，同千葉建設（水沢市），同篠村建設，石川工務所，白根建設，丸卓建設及び大蔵建設の計16社については，その担当者が，トラスト・メンバーズないしTST親交会において岩手県発注の建築工事について受注調整を行ってきたことを認める趣旨の供述をしているところ，別紙8によれば，60物件のうち46物件の入札においては，上記16社のいずれかが入札参加者となっている。

エ 本件違反行為の参加者らが，同行為の対象物件たる岩手県発注の特定建築工事の入札に本件基本合意に加わっていない者（アウトサイダー）が参加する可能性があることを，当初から認識していたことは明らかであるが，それにもかかわらず，前記アのとおり，本件違反行為が，岩手県発注の特定建築工事の取引分野における競争制限を目的として開始され，約3年半以上にわたって実質的に継続されているのであるから，本件違反行為の参加者ら自身が，アウトサイダーの存在を競争制限の決定的な阻害要因ととらえていなかったことは明らかである。

受注調整の実態をみても，本件違反行為において，アウトサイダーが入



札に参加する場合には、106社の中で受注予定者とされた者が協力要請を適宜行うこととされていた。実際に、本件発注物件133物件のうち少なくとも12物件（物件19, 32, 44, 53, 57, 102, 106, 109, 124, 129, 131及び132）についてアウトサイダーへの協力要請が行われ、そのうち11物件については、アウトサイダーが当該要請に応じて協力していた。

受注実績をみても、本件発注物件133物件のうち118物件の物件（本件受注物件118物件とは異なる。）の入札にアウトサイダーが参加していたところ、そのうち103件を106社で受注している。

以上によれば、アウトサイダーの存在をもって、本件違反行為による競争の実質的制限を否定することはできない。

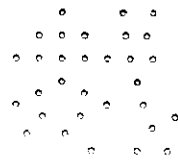
オ 以上によれば、本件違反行為は、岩手県発注の特定建築工事の取引分野における「競争を実質的に制限する」ものであったと認めるのが相当である。

(3) 争点(3)（本件違反行為についての除斥期間が経過したか否か）について

前記(1)及び(2)のとおり、本件違反行為及びそれによる競争の実質的制限は本件期間の全体を通じて維持されており、最終的に「当該行為がなくなった日」（独占禁止法7条2項ただし書）は平成16年10月25日であると認めるのが相当であるから、除斥期間は経過していない。

(4) 争点(4)（被審人らに対して排除措置を命ずることにつき「特に必要があると認めるとき」に当たるか否か）について

ア 独占禁止法54条2項は、既に違反行為がなくなっているが、違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合、違反行為が将来繰り返されるおそれがある場合などには、なお違反行為の排除を命ずる必要があることから、このような場合を「特に必要があると認めるとき」として排除措置を命ずべきものとしたものと解される。



- イ 被審人らを含むトラスト・メンバーズないしTST親交会の会員らは、岩手県発注の特定建築工事について、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図ることによって利益を得る目的で、本件違反行為を開始し又はこれに参加し、本件期間中、3年半以上の長期間にわたって本件違反行為を継続していた。その間、上記会員らは、実際に受注調整を行い、そのうち相当数の事例において、受注予定者を決定してその者に受注させることに成功した。
- ウ 岩手県は、平成12年2月1日以降、入札の透明性及び公平性確保の観点から、条件付一般競争入札を導入するなどの入札制度改革を行ったが、トラスト・メンバーズの会員らは、その導入に先立って臨時役員会を開催し、条件付一般競争入札の方法による発注の場合の受注予定者の決定方法について協議するなど、上記制度改革への具体的な対応策を講じた上で、その後も、条件付一般競争入札に係る物件も含めて本件違反行為を継続した。
- エ 岩手県は、同県発注の特定建築工事についてトラスト・メンバーズが受注調整を行っているとの情報を受け、平成14年10月29日に、稲垣らに対する事情聴取を行った。しかしながら、トラスト・メンバーズの会員らは、本件違反行為をやめることなく、会の名称を変更し、本件違反行為の発覚を防ぐために対外的に役員が存在しないこととするなど対応策を講じた上で、その後も本件違反行為を継続した。
- オ 本件違反行為の取りやめは、公正取引委員会が本件違反行為に関する立入検査を実施して審査を開始したという外部的要因によるものであり、被審人らの自発的意思に基づくものではない。
- カ 本件違反行為終了後に入札が行われた101物件のすべてにおいて、106社から別紙3記載の5社及び別紙4記載の10社を除いた91社のうちの84社のいずれかが入札に参加しており、そのうち100物件におい



て、同 8 4 社のいずれか複数の者が入札に参加している。上記 1 0 1 物件において、入札に参加したアウトサイダーの総数は 3 1 社であり、本件期間における当該総数（4 6 社）より減少している。そして、上記 9 1 社は、上記 1 0 1 物件のうち 8 7 物件（8 6. 1 %）、発注総額約 1 4 2 億 8 7 3 9 万円のうち約 1 2 2 億 4 5 9 万円（8 5. 4 7 %）を受注している。

（査第 2 7 7 号証，第 2 7 8 号証，第 2 8 4 号証，第 2 8 5 号証，第 3 0 4 号証，第 3 0 5 号証）

以上によれば、現在に至るまで、岩手県発注の特定建築工事の取引分野における被審人らの地位等に大きな変化はない。

キ 本件違反行為終了後、岩手県において入札制度の変更が行われており、具体的には、ほとんどの工事が条件付一般競争入札の方法により発注されるようになり、また、一部の工事について、いわゆる総合評価落札方式が試行されている。

しかしながら、本件違反行為において、条件付一般競争入札の方法により発注される建築一式工事も恒常的に受注調整の対象とされており、総合評価落札方式はいまだ試行段階にあり、当面の間、建築一式工事の適用対象はわずかに留まる。

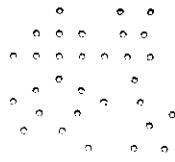
ク 以上のような諸事情に照らせば、被審人らについては、本件違反行為と同様の行為を繰り返すおそれがあり、独占禁止法 5 4 条 2 項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当すると認められる。

## 6 争点についての原告の主張

### (1) 争点(1)（1 0 6 社が本件違反行為を行ったか否か）について

#### ア 中途参加者に関する主張立証について

独占禁止法 3 条後段所定の不当な取引制限の主要事実は、共同して事業活動を相互に拘束するような合意を行うことであり、入札談合でいえば、受注予定者を決定するような内容の合意を行うことが主要事実となるとこ



る、競争入札における受注予定者の決定では、協定当時者間に輪番制その他何らかの利益を受ける互惠関係が明らかにされなければ、合意は成立しない。

そして、基本合意に途中から参加したものについては、上記のような互惠関係についてのルールの説明を受け、それを承認した上基本合意に参加したことが証明されなければならないが、本件では、その点の主張立証がされていない。

上記の合意の形成過程の主張立証がされない以上、最低限、個別物件（原告に関しては物件112の1件のみ）の受注調整の具体的状況から本件基本合意の内容が推認できるように主張立証することが不可欠となるはずであるが、本件ではそのような主張立証もされていない。

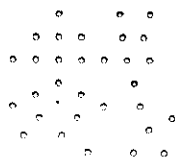
#### イ アウトサイダーの存在と基本合意の立証の不存在

岩手県発注の特定建築工事の入札参加者数は147社であり、そのうち41社はアウトサイダーである。本件受注物件118物件のうち、実に87.2%に相当する103物件についてアウトサイダーが参加しているが、アウトサイダーが入札に参加しているということは、そのアウトサイダーが1社でも任意に入札しさえすれば、106社で基本合意があったとしても受注予定者が落札することはできない。まして、アウトサイダーが複数参加していれば、基本合意を維持することは更に困難になるはずである。

106社は、アウトサイダーがどのように行動するかは予測できないのだから、上記のような基本合意に実効性があるはずがない。建設工事では、種々の要因により落札の意思なく入札するのはよくあることであり、結果論では判断できない。

#### ウ 原告が受けた説明等

原告が、TST親交会への入会の際に本件合意の説明を受けるとすれば、それを受けるのは原告代表者しかあり得ないが、同人は、そのような説明



を受けたことはない。

また、仮に物件106について原告の従業員が被審人橋本工務店から入札価格の連絡を受けたことがあったとしても、同物件の入札参加者には被告がアウトサイダーと主張する事業者が7社含まれており、上記連絡を受けたことをもって、そもそもTST親交会等が受注調整の組織であるとの認識に至るとは考えにくい。団体への加入を前提とすることなく、個別物件で希望する会社が意思表示してくることはあり得る。物件106は、入札が成立せず、被審人橋本工務店とアウトサイダー2社との見積り合わせによって同被審人が受注しているのであり、この段階では原告は、当事者となっていない。

また、原告には、平成15年10月16日のTST親交会の総会で違反行為を継続することが確認されたとの認識はない。

(2) 争点(2) (本件違反行為が「競争を実質的に制限」(独占禁止法2条6項)するものであったか否か) について

本件受注物件118物件のうち103物件においてアウトサイダーが入札に参加していたのであり、本件基本合意が競争の実質的制限をもたらす危険性を有するとはいえない。

本件において被告が主張する市場は多数のアウトサイダーが参加する市場である。加えて、58物件のうち物件17, 53, 75, 98, 130, 133等については、アウトサイダーの協力を得られず、アウトサイダーの失格、くじ引き等の偶然の事情によって106社が受注したものである。また、60物件のうち物件4, 14, 28, 91, 97, 107, 109, 119, 120, 122, 127等についても、低価格入札調査、くじ引き等によって106社が受注したものである。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 原告が本件違反行為を行ったかについて



(1) 本件審決は、① トラスト・メンバーズは、盛岡支部A級会の解散後、岩手県が指名競争入札の方法により発注する建築工事一式について、競争を回避して受注価格の低落を防止するために事前に受注調整をすることを主たる目的として設立されたものであり、平成14年10月ころ、トラスト・メンバーズが岩手県発注の特定建築工事について受注調整を行っている疑いがあるとの情報が同県に寄せられ、トラスト・メンバーズの会長（稲垣）や副会長などが同県による事情調査を受けたことから、会の名称をT S T親交会に変更するなど受注調整の発覚を防止する措置が講じられたものの、引き続き従前どおりの受注調整が行われており、トラスト・メンバーズとT S T親交会は、実質的に同一の組織であると評価することができること、② 新たにトラスト・メンバーズないしT S T親交会の会員となる者（T S T親交会においては会社代表者等の個人が会員となることとされている（査第51号証、第114号証）が、以下、会社を会員として記述することがある。）は、これらの組織において岩手県発注の建築一式工事についての受注調整が行われていること及びその方法に関する説明を受け、これに賛同した上で、総会の承認を得ることになっていたこと、③ トラスト・メンバーズへの入会の際に、受注調整の手続に関する内容を含む連絡文書が新入会員に交付された事例があること、④ トラスト・メンバーズからは、各会員に対して受注調整に関する連絡等が恒常的に行われていたため、受注調整に参加する意思のない者を入会させることは、部外者に対して自分たちが組織的に受注調整をしている事実を暴露するに等しいこと、⑤ 平成15年度及び平成16年度のT S T親交会の総会では、従来の会則に代えて「1. みんなで決めたルールを尊重し、人としての礼節を守り、小異を捨てて効率的に柔軟な人間関係の形成を目指して英知を結集する場としましょう。」という内容の新たに制定された指標が総会資料に掲載されるなどして、引き続き受注調整を継続することが確認され、上記の資料は総会の欠席者にも配布されたこと、以上の事



実から、トラスト・メンバーズないしT S T親交会の会員となった事業者は、特段の事情がない限り、トラスト・メンバーズないしT S T親交会が、主として受注調整を行うことを目的とする組織であって、この組織において実際に受注調整が行われており、自社がこれに参加することを認識していたと認めることができるとしている。さらに、本件審決は、上記の各事実に加えて、⑥ 原告がT S T親交会の会員となる約半月前に行われた物件106の入札において、原告の担当者が被審人橋本工務店の営業部課長から受注調整について協力を求める連絡を受け、物件106については、実際に、本件基本合意に基づく受注調整によって受注予定者となった被審人橋本工務店が落札をしていることが認められるので、原告は、T S T親交会の会員になるに当たって、本件基本合意について説明を受けたか、あるいは、直接説明を受けなかったとしても、T S T親交会において受注調整が行われており、自社がこれに参加することを認識してT S T親交会に入会したと認めることができると判断している。

また、被告は、本件訴訟において、本件基本合意で考慮される「地域性」、 「継続性」、 「関連性」のうち、「地域性」は、主として工事場所が事業者の本店所在地に近いことを意味するのであり、また、これらの要素に加えて直近の受注高の多寡を勘案して話合いが行われていたので、過去に施工したという条件を持つ者が常に有利であるとは限らず、T S T親交会の新規加入者にも受注の可能性があるので、原告を含むT S T親交会の新規加入者にも、本件基本合意に参加するメリットがあると主張する。

- (2) しかし、上記②（入会前の説明）の事実に沿う証拠として本件審決が挙げる証拠のうち、査第64ないし第69号証及び第99号証のトラスト・メンバーズの各総会資料には、会員になろうとする者に対して、上記のような説明がされたことをうかがわせる具体的な記載はない。また、査第111号証の稲垣の供述調書には、「新たに会員になられた方には、あらかじめ推薦者



からトラスト・メンバーズ又はT S T親交会における会の活動内容についての説明があり、そして会の目的に賛同していただいた上で、入会を承認しているのはいうまでもないことです。」との記載はあるものの、新たに会員となる者に対して、推薦者から、トラスト・メンバーズ又はT S T親交会において岩手県発注の建築一式工事についての受注調整が行われていること及びその方法に関する具体的な説明がされることになっていたとの記載はなく、査第96号証の稲垣の供述調書にも、そのような記載はない。まして、原告代表者がT S T親交会に入会するに当たり、上記のような説明を受けたことを直接証する証拠は全くない。

次に、上記③（入会の際の連絡文書の交付）の事実に沿う証拠として本件審決が挙げる査第88号証の連絡文書には、受注調整の手続に関する内容が記載されており、「佐々勇建設（株）代表取締役佐々木百子」という宛名が手書きで、その余の部分がワープロ等で印字されており、このような文書の体裁からすれば、上記の連絡文書が作成された平成10年11月当時には、トラスト・メンバーズにおいて、宛名部分のみを空白にした上記内容の連絡文書の定型用紙を備えておき、新入会員に対して、当該定型用紙に宛名を記入したものをその都度渡すという運用が行われていたことを推認することはできるものの、稲垣らが岩手県から事情聴取を受け、トラスト・メンバーからT S T親交会に名称が変更された平成14年11月ころ以降にも上記のような連絡文書が新入会員一般に交付されていたこと、さらには、平成15年10月に入会した原告にこれが交付されたことについて実質的な証拠はない。

また、上記④（受注調整参加の意思がない者を入会させる危険性）の主張の前提である受注調整に関する連絡の事実に沿う証拠として本件審決が挙げる平成7年2月1日付けの「トラスト・シグナル」と題する連絡文書（査第79号証）には、トラスト・メンバーズが受注調整の業務を行っていることをうかがわせる記載がされているものの、県により事情聴取がされ、会の

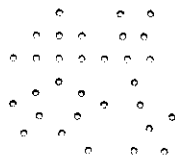


名称がT S T親交会に変更された平成14年11月ころ以降にも、会員向けに上記のような連絡文書が発行されていたことを認めることができる実質的な証拠はない。他方、後記のとおり、少なくとも原告がT S T親交会に入会した平成15年ころには、受注予定者からアウトサイダーに対する協力要請も行われていた反面、会員の中にも個別の案件において受注調整に応じない者もいる状態であったことが認められるから、T S T親交会に入会する時点において本件基本合意に基づく受注調整の存在を認識していない事業者がいたとしても、このことが本件基本合意に基づく受注調整が露見する危険性を増大させるとまで認めることはできない。

また、上記⑤（受注調整継続の確認）の事実に沿う証拠として本件審決が挙げる査第51号証、第114号証のT S T親交会の総会資料には、上記⑤のとおり指標が記載されており、査第158号証の A（被審人石川工務所代表取締役）の供述調書には、上記の指標の「みんなで決めたルール」が本件基本合意を示すものである旨の供述が記載されているものの、上記の各総会資料にも、 A の供述調書にも、平成15年度及び平成16年度のT S T親交会の総会の場で、T S T親交会の役員から、上記の指標の意味内容についての説明がされたことをうかがわせる記載はない。

他方、証拠（査第46号証、第128号証、第140号証、第142号証、第150号証、第177号証）によれば、平成12年に稲垣が岩手県内における有力な建設業者であった被審人タカヤを退職した以降は、それ以前に比べて、トラスト・メンバーズないしT S T親交会の開催する旅行会などの行事への参加者がそれ以前に比べて少なくなっていたこと、平成13、14年ころ以降は、公共工事の減少の影響もあり、本件基本合意に基づく受注希望者間での調整がつかない案件や、個別の案件において受注調整自体に応じない会員も出てきていたことが認められる。

以上の点を考慮すれば、本件審決が挙げる証拠によって、上記①のとおり



り、トラスト・メンバーズが受注調整をすることを主たる目的として設立されたものであり、稲垣が、岩手県から事情聴取を受けた後も、会の名称をTST親交会に変更するなど受注調整が発覚することを防止する措置を講じて、受注調整を継続しようとしていたこと、また、トラスト・メンバーズの時代に、新入会員に対して受注調整の手続を説明する連絡文書が定型的に交付され、また、各会員に対して受注調整に関する連絡文書が発行されていたことが認められるとしても、これらの事実によって、原告がTST親交会に入会した平成15年10月ころにも、同様のことが行われていたと推認することはできない。また、平成15年度及び平成16年度のTST親交会の総会に記載された指標についても、その文言は抽象的なものであり、新たにTST親交会に入会した会員にとっては、その文言を読んだだけで、そこに記載された「みんなで決めたルール」が本件基本合意を指すものであると理解することは困難である。

そうすると、TST親交会の役員ないし会員から、原告に対して、TST親交会における受注調整に関する具体的な説明がされたことを示す直接の証拠がない本件においては、原告が、TST親交会の入会に当たって、受注調整に関する説明を受けたことについての実質的な証拠は存在しないというべきである。

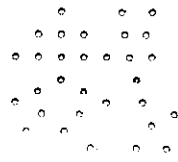
- (3) 他方、証拠（査甲第139号証、140号証、144号証、148号証、149号証、150号証、151号所、158号証、177号証、審大森工業1号証、大森琢哉代表者）によれば、本件基本合意では、「継続性」（主として過去の自社が施工した建物の工事であること）、「関連性」（主として過去の自社が施工した建築物と関連する建築物の工事であること。）及び「地域性」（主として工事場所が事務所に近いこと。）等の要素を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定することになっていたが、受注予定者の決定については、特に「継続性」及び「関連性」が重視されてい



たこと、原告の過去10年間における全体の完成工事高の平均の中で建築工事の占める割合は5パーセントに過ぎず、とび土工・解体・その他工事が約60パーセントを占めており、また過去10年間の平均受注高のうち官公庁の工事の占める割合は約20パーセントに過ぎず、下請工事が61.1パーセントを占めることが認められる。

したがって、新たにTST親交会に加入する原告にとっては、本件基本合意に参加することによって岩手県が発注する建築一式工事を受注できる可能性がそれほど高くなるとはいえないのに対し、上記の原告の主な事業の内容からすれば、岩手県内の有力な建設会社が多数会員となっているTST親交会に入会することによって、これらの建設会社から下請けの仕事を受注する機会が増えると考えられることには合理性がある。そして、トラスト・メンバーズやTST親交会においては、懇親会を伴う総会のほか、旅行会等も実施されていたことが認められる（査第51号証、第114号証）から、平成14年10月に他社の役員から岩手県内の有力な建設会社の大部分が会員となっている親睦会としてトラスト・メンバーズの紹介を受け、他の会員と交流することによる上記のようなメリットを期待してTST親交会に入会することとしたという原告代表者の供述が不自然なものといえない。

- (4) また、本件審決の認定によれば、アウトサイダーが入札に参加する場合には、106社の中で受注予定者とされた事業者が協力要請を行うこととなっており、実際に、少なくとも12件（物件19, 32, 44, 53, 57, 102, 106, 109, 124, 129, 131, 132）でアウトサイダーへの協力要請が行われており、また、物件106の入札では、被審人橋本工務店の入札価格が予定価格に達しなかったため入札が不調に終わり、被審人橋本工務店とアウトサイダー2社との見積り合わせが実施されて、被審人橋本工務店が受注することになったというのであるから（別紙9(48)）、たとえ、原告の担当者が、物件106の入札において、被審人橋本工務店の



営業部課長から受注調整についての協力を求める連絡を受けていたとしても、その連絡が、受注を希望する会社からの入札の際の一般的な要請と受け止め（本件審決も、この時点では原告もアウトサイダーとの位置づけであったとしている。）、これを、T S T親交会を主体とする受注調整と認識しなかったとしても不自然とはいえない。

以上の事実関係を前提とすれば、本件審決が挙げる証拠によって、原告がT S T親交会の会員となる約半月前に行われた物件106の入札において、原告の担当者が、被審人橋本工務店の営業部課長から受注調整についての協力を求める連絡を受けた事実が認められるとしても、この事実によって、原告が、T S T親交会において実際に受注調整が行われており、自社がこれに参加することを認識してT S T親交会に入会したとの事実を認めることができる実質的な証拠があるということとはできない。

(5) さらに、原告が、T S T親交会に入会した後に唯一参加した物件112の入札についてみると、別紙8記載のとおり、落札率は98.39パーセントと極めて高率であって、何らかの受注調整が行われたことが推認されなくはない。しかし、上記入札に参加した事業者の担当者の供述等、受注調整に関する具体的証拠は全くなく、また、入札に参加した10社のうち半数の5社はアウトサイダーであるから、原告が物件112の入札に参加した事実をもって、原告が、T S T親交会において実際に本件基本合意に基づく受注調整が行われていたことを認識していたとの事実を認めることができる実質的な証拠があるということもできない。

(6) 以上のとおり、原告代表者が、T S T親交会の会員になるに当たって、本件基本合意について説明を受けたことなど、T S T親交会において受注調整が行われていることを認識していたことを直接証する実質的な証拠はなく、また、T S T親交会に入会したこと自体から上記認識を推認することについては、これを妨げる事情が認められ、上記推認を基礎づけるに足りる実質的



証拠もないというべきである。

したがって、本件審決が挙げる証拠によって、平成13年4月1日以前の時点で、トラスト・メンバーズないしTST親交会の会員間において本件基本合意が成立し、これに基づく受注調整が行われており、平成16年10月26日の被告による立入り調査までこの受注調整が継続して行われていたことが認められるとしても、上記の受注調整が行われていた期間中の平成15年10月16日にTST親交会に入会し、同年11月19日を入札日とする物件112の入札に参加した原告に、本件基本合意による受注調整が行われていたことの認識があったことについての実質的証拠がないのであるから、原告のTST親交会への入会及び物件112の入札への参加が、独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限として、同法3条の規定に違反するということはできない。

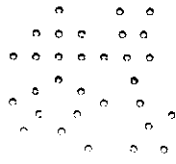
## 2 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告に対して、独占禁止法3条の規定に違反する事実があったことを前提に不当な取引制限を排除するために必要な措置を命じた本件審決は、その前提を欠くものであって取消しを免れない。

よって、本件審決の取消しを求める原告の請求は理由があるから認容し、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3特別部

裁判長裁判官 鈴木 健 太



裁判官 比 佐 和 枝

裁判官 中 山 幾 次 郎

裁判官 栗 原 壯 太

裁判官 吉 田 徹

## 被審人目録

	事業者 (略称)	本店の所在地	代表者	建設業の許可	
				国土交通 大臣許可	岩手県 知事許可
1	株式会社平野組 (平野組)	岩手県一関市竹山町6番4号	代表取締役 須田 光宏	○	
2	株式会社高光建設 (高光建設)	盛岡市上堂二丁目4番15号	代表取締役 高橋 精一		○
3	宮城建設株式会社 (宮城建設)	岩手県久慈市新中の橋第4地割3 5番地の3	代表取締役 宮城 政章	○	
4	株式会社タカヤ (タカヤ)	盛岡市下太田杉田52番地1	代表取締役 望月 郁夫	○	
5	株式会社佐々木組 (佐々木組)	岩手県一関市山目字中野140番 地5	代表取締役 佐々木一嘉	○	
6	千田工業株式会社 (千田工業)	岩手県北上市九年橋一丁目10番 29号	代表取締役 千田 敏夫		○
7	大伸工業株式会社 (大伸工業)	盛岡市永井14地割5番地	代表取締役 猿舘 伸俊		○
8	株式会社匠建設 (匠建設)	岩手県大船渡市盛町字内ノ目12 番地13	代表取締役 中嶋 豊		○
9	高惣建設株式会社 (高惣建設)	岩手県奥州市水沢区花園町一丁目 1番7号	代表取締役 高橋 健二	○	
10	佐藤建設工業株式会社 (佐藤建設工業)	岩手県二戸市金田一字八ッ長88 番13	代表取締役 米田 芳廣	○	
11	株式会社小山組 (小山組)	岩手県久慈市新井田第4地割8番 地6	代表取締役 小山 茂		○
12	中亀建設株式会社 (中亀建設)	盛岡市仙北一丁目16番5号	代表取締役 中村 康彦		○
13	株式会社伊藤組 (伊藤組)	岩手県花巻市南城241番地	代表取締役 伊藤 智仁		○
14	陸中建設株式会社 (陸中建設)	岩手県宮古市宮町一丁目3番5号	代表取締役 伊藤 敏		○
15	株式会社吉田組 (吉田組)	岩手県八幡平市松尾寄木第12地 割10番地	代表取締役 吉田 知義		○
16	藤正建設株式会社 (藤正建設)	岩手県花巻市桜木町二丁目164 番地	代表取締役 照井キミエ		○
17	株式会社新田組 (新田組)	岩手県久慈市八日町一丁目20番 地	代表取締役 新田 貞治		○
18	大森工業株式会社 (大森工業)	岩手県一関市宮下町8番11号	代表取締役 大森 哉		○
19	タカヨ建設株式会社 (タカヨ建設)	岩手県紫波郡矢巾町大字下矢次第 2地割23番地	代表取締役 高橋 貞雄		○
20	株式会社橋本工務店 (橋本工務店)	岩手県一関市千厩町千厩字岩間3 6番地1	代表取締役 橋本 健		○
21	樋下建設株式会社 (樋下建設)	盛岡市菜園一丁目6番3号	代表取締役 樋下 光	○	
22	株式会社中館建設 (中館建設)	岩手県二戸市堀野字馬場50番地	代表取締役 中館 眞	○	
23	橘建設株式会社 (橘建設)	岩手県紫波郡紫波町桜町字大坪3 5番地の1	代表取締役 橘 富雄		○
24	株式会社佐賀組 (佐賀組)	岩手県大船渡市盛町字田中島27 番地1	代表取締役 金野 辰雄	○	
25	菱和建设株式会社 (菱和建设)	盛岡市みたけ一丁目6番30号	代表取締役 及川 力	○	
26	株式会社照甲組 (照甲組)	岩手県花巻市桜町一丁目417番 地	代表取締役 照井 泰平		○

	事業者 (略称)	本店の所在地	代表者	建設業の許可	
				国土交通 大臣許可	岩手県 知事許可
27	松田建設株式会社 (松田建設)	岩手県遠野市材木町1番2号	代表取締役 松田 孝		○
28	株式会社丹野組 (丹野組)	岩手県二戸市福岡字中村20番地	代表取締役 丹野 明法	○	
29	北水建設工業株式会社 (北水建設工業)	盛岡市名須川町18番16号	代表取締役 伊藤 篤宏		○
30	株式会社長谷川建設 (長谷川建設)	岩手県陸前高田市高田町字本宿9 7番地5	代表取締役 長谷川順一		○
31	蒲野建設株式会社 (蒲野建設)	岩手県久慈市山形町川井第9地割 32番地2	代表取締役 蒲野 秀雄		○
32	東野建設工業株式会社 (東野建設工業)	盛岡市加賀野二丁目8番15号	代表取締役 東野 久晃		○
33	吉武建設株式会社 (吉武建設)	盛岡市茶畑二丁目7番19号	代表取締役 吉田 悦子		○
34	株式会社小原建設 (小原建設(北上市))	岩手県北上市村崎野15地割31 2番地8	代表取締役 小原 志朗		○
35	佐々勇建設株式会社 (佐々勇建設)	岩手県宮古市黒田町2番15号	代表取締役 佐々木 保		○
36	株式会社山長建設 (山長建設)	岩手県釜石市大只越町一丁目2番 15号	代表取締役 山崎 和雄	○	
37	株式会社八幡建設 (八幡建設)	岩手県釜石市両石町第4地割26 番地12	代表取締役 八幡 康正		○
38	丸谷興務店株式会社 (丸谷興務店)	岩手県奥州市水沢区佐倉河字東沖 ノ目102番地	代表取締役 佐藤 毅		○
39	株式会社板宮建設 (板宮建設)	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根矢来1 9番地	代表取締役 板宮 一善		○
40	株式会社恵工業 (恵工業)	盛岡市上堂四丁目11番29号	代表取締役 菊地 國生	○	
41	株式会社杉山組 (杉山組)	岩手県大船渡市日頃市町字長安寺 92番地6	代表取締役 杉山 隆一		○
42	昭栄建設株式会社 (昭栄建設)	盛岡市上堂四丁目11番8号	代表取締役 横澤 昭博		○
43	株式会社千葉匠建設 (千葉匠建設)	岩手県北上市和賀町藤根13地割 244番地1	代表取締役 千葉 隆一		○
44	株式会社中央コーポレーション (中央コーポレーション)	岩手県花巻市東宮野目第11地割 5番地	代表取締役 佐々木史昭	○	
45	飯坂建設株式会社 (飯坂建設)	岩手県奥州市前沢区古城字千刈田 181番地	代表取締役 菅原 秀子		○
46	株式会社水本 (水本)	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 6地割72番地	代表取締役 水本 慶		○
47	株式会社遠忠 (遠忠)	岩手県八幡平市大更第24地割8 番地の1の5	代表取締役 遠藤 忠志		○
48	浅与建設株式会社 (浅与建設)	岩手県花巻市東和町土沢8区6番 地	代表取締役 浅沼 幸二		○
49	板谷建設株式会社 (板谷建設)	岩手県奥州市水沢区台町3番35 号	代表取締役 板屋 欣治		○
50	株式会社一戸建設 (一戸建設)	岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川 鉢12番地の2	代表取締役 晝場 忠美		○
51	株式会社佐武建設 (佐武建設)	岩手県陸前高田市高田町字本宿9 7番地1	代表取締役 佐々木 司		○
52	大平建設株式会社 (大平建設)	盛岡市上田二丁目20番7号	代表取締役 平井 強資		○
53	千葉建設株式会社 (千葉建設(水沢市))	岩手県奥州市水沢区字内匠田39 番地	代表取締役 千葉龍二郎		○
54	佐野建設株式会社 (佐野建設)	岩手県奥州市江刺区愛宕字前中野 255番地	代表取締役 菅原 利美		○

	事業者 (略称)	本店の所在地	代表者	建設業の許可	
				国土交通 大臣許可	岩手県 知事許可
55	株式会社千葉建設 (千葉建設(一関市))	岩手県一関市川崎町薄衣字大平3 30番地8	代表取締役 千葉 憲司		○
56	株式会社畑中組 (畑中組)	岩手県下閉伊郡岩泉町門字中瀬5 2番地の19	代表取締役 畑中 昇		○
57	株式会社田中建設 (田中建設)	岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川 鉢22番地1	代表取締役 田中 義浩		○
58	株式会社小原建設 (小原建設(花巻市))	岩手県花巻市高木第19地割48 番地1	代表取締役 小原 久一		○
59	株式会社高建工業 (高建工業)	岩手県八幡平市大更第23地割1 番地28	代表取締役 高橋ミツエ		○
60	株式会社小松組 (小松組)	岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森 17番地	代表取締役 佐々木幸四郎		○
61	株式会社ビックランド〔旧商号大 丸建設株式会社〕(大丸建設)	東京都千代田区神田淡路町二丁目 13番地4	代表清算人 藤澤 信一		○
62	株式会社いわい (いわい)	岩手県一関市旭町1番6号	代表取締役 赤間 仁		○
63	南建設株式会社 (南建設)	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第2 7地割12番地2	代表取締役 南 勉		○
64	株式会社高橋建設〔旧商号有限会 社高橋建設〕(高橋建設)	岩手県岩手郡岩手町大字子抱第5 地割61番地3	代表取締役 高橋 幸雄		○
65	株式会社中村建設 (中村建設(雫石町))	岩手県岩手郡雫石町下曾根田69 番地	代表取締役 中村 敬二		○
66	丸協建設株式会社 (丸協建設)	岩手県奥州市前沢区字三日町新裏 110番地	代表取締役 那須川伸治		○
67	株式会社藤村工務店 (藤村工務店)	盛岡市鉈屋町16番14号	代表取締役 藤村政一郎		○
68	有限会社岩手架設工業 (岩手架設工業)	盛岡市厨川三丁目11番1号	代表取締役 宮前 輝男		○
69	株式会社土橋工務店 (土橋工務店)	盛岡市下太田新田17番地7	代表取締役 土橋 幸男		○
70	株式会社佐々木工務店 (佐々木工務店)	岩手県花巻市湯口字山根80番地	代表取締役 佐々木貞一		○
71	株式会社佐賀建設 (佐賀建設)	岩手県花巻市石鳥谷町南寺林第5 地割297番地	代表取締役 佐賀 正義		○
72	株式会社佐々木建設 (佐々木建設(宮古市))	岩手県宮古市田の神一丁目2番3 7号	代表取締役 佐々木 寛		○
73	篠村建設株式会社 (篠村建設)	盛岡市稲荷町9番6号	代表取締役 篠村 光利		○
74	株式会社八戸建設 (八戸建設)	岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第 9地割116番地2	代表取締役 八戸 保雄		○
75	株式会社熊谷工務店 (熊谷工務店)	盛岡市愛宕町9番10号	代表取締役 熊谷 則子		○
76	正三建設株式会社 (正三建設)	岩手県大船渡市三陸町綾里字黒土 田175番地	代表取締役 中村 節男		○
77	株式会社堀切 (堀切)	岩手県岩手郡雫石町谷地45番地 の1	代表取締役 谷地 正三		○
78	株式会社菅七工務店 (菅七工務店)	盛岡市中太田新田25番地115	代表取締役 菅原 正明		○
79	内沢建設有限会社 (内沢建設)	岩手県二戸市仁左平字横手49番 地3	代表取締役 内沢 真申		○
80	株式会社石倉建設 (石倉建設)	岩手県九戸郡洋野町種市第23地 割40番地	代表取締役 石倉 芳男		○

## 途中でB級又はC級に格付された事業者

番号	事業者 (略称)	本店の所在地
1	株式会社丸卓建設 (丸卓建設)	岩手県一関市川崎町薄衣字町裏2番地
2	株式会社岩辰 (岩辰)	岩手県一関市室根町折壁字大里61番地
3	くみあい鉄建工業株式会社 (くみあい鉄建工業)	岩手県紫波郡矢巾町大字下矢次第1地割16番地
4	岩建工業株式会社 (岩建工業)	岩手県北上市藤沢17地割120番地1
5	有限会社岩館建設 (岩館建設)	岩手県岩手郡岩手町大字五日市第12地割75番地の13

## ある時点以後、建設業を営んでいない事業者

番号	事業者 (略称)	本店の所在地	期 日	事 由
1	株式会社長田工務店 (長田工務店)	岩手県花巻市石鳥谷町八幡第3地割76番地の5	平成16年10月21日	平成16年10月21日付けで盛岡地方裁判所から破産宣告を受けた。
2	株式会社大栄建設 (大栄建設)	盛岡市城西町9番22号	平成16年 4月14日	平成16年4月14日付けで盛岡地方裁判所から破産宣告を受けた。
3	株式会社阿部正工務店 (阿部正工務店)	盛岡市西仙北二丁目20番30号	平成16年 7月 6日	平成16年7月6日付けで盛岡地方裁判所から破産宣告を受けた。
4	株式会社大高組 (大高組)	岩手県水沢市字北田187番地の2	平成14年 3月 1日	平成14年3月1日付けで盛岡地方裁判所水沢支部から破産宣告を受けた。
5	株式会社菊善工務所 (菊善工務所)	岩手県遠野市材木町2番22号	平成17年 5月20日	平成17年5月20日付けで建設業法の規定に基づく許可を受けている岩手県に対し、廃業届を提出した。
6	佐々木建設株式会社 (佐々木建設(水沢市))	岩手県水沢市字高屋敷53番地	平成13年 8月17日	平成13年8月17日付けで盛岡地方裁判所から破産宣告を受けた。
7	三建工業株式会社 (三建工業)	盛岡市津志田12地割30番地	平成16年 9月13日	平成16年9月13日付けで盛岡地方裁判所から破産宣告を受けた。
8	東邦建設株式会社 (東邦建設)	盛岡市中太田深持206番地3	平成16年 1月30日	平成16年1月30日に会社を解散した。
9	大蔵建設株式会社 (大蔵建設)	盛岡市厨川一丁目21番28号	平成15年 2月18日	平成15年2月18日に岩手県知事から建設業法の規定に基づく許可の取消しを受けた。
10	株式会社タクミ (タクミ)	岩手県北上市和賀町藤根13地割244番地1	平成15年 8月14日	平成15年8月14日に吸収合併により消滅した。

## 破産手続開始決定を受けた事業者。

番号	事業者 (略称)	本店の所在地	期日
1	阿部建設株式会社 (阿部建設(宮古市))	岩手県宮古市長町一丁目3番1号	平成18年 5月30日
2	株式会社阿部工務店 (阿部工務店)	盛岡市仙北三丁目16番35号	平成18年 8月21日
3	株式会社菊池工務店 (菊池工務店)	岩手県釜石市野田町一丁目16番25号	平成18年10月27日
4	中村建設株式会社 (中村建設(宮古市))	岩手県宮古市上村一丁目9番35号	平成20年 2月19日
5	株式会社阿部建設 (阿部建設(・巻町))	岩手県岩手郡・巻町・巻第20地割56番地3	平成20年 6月12日
6	株式会社下斗米組 (下斗米組)	岩手県久慈市長内町第24地割162番地	平成20年 7月 1日
7	共栄建設株式会社 (共栄建設)	岩手県奥州市江刺区愛宕字滑100番地	平成20年 8月29日
8	株式会社石川工務所 (石川工務所)	盛岡市本町通一丁目11番25号	平成20年12月 1日
9	株式会社千田組 (千田組)	盛岡市加賀野三丁目12番21号	平成21年 2月 5日
10	白根建設株式会社 (白根建設)	岩手県宮古市板屋二丁目3番6号	平成21年 5月28日
11	小野義建設株式会社 (小野義建設)	岩手県奥州市胆沢区小山字道場250番地2	平成21年 8月10日

基本合意に中途参加した事業者。

別紙6

番号	事業者	期 日
1	大森工業	平成15年10月16日
2	中村建設（宮古市）	平成13年11月 8日
3	千葉匠建設	平成15年 9月24日
4	小原建設（花巻市）	平成15年10月16日
5	南建設	平成13年11月 8日
6	高橋建設	平成13年11月 8日
7	中村建設（雫石町）	平成15年10月16日
8	岩手架設工業	平成13年11月 8日
9	正三建設	平成13年11月 8日

## 一部の事業者がA級に格付されていた期間

番号	事業者	期 間
1	中村建設（宮古市）	平成13年6月1日以降
2	千葉匠建設	平成15年9月24日以降
3	下斗米組	平成13年6月1日以降
4	小原建設（花巻市）	平成15年6月1日以降
5	小松組	平成13年6月1日以降
6	いわい	平成13年6月1日以降
7	中村建設（雫石町）	平成15年6月1日以降
8	佐賀建設	平成13年6月1日以降
9	佐々木建設（宮古市）	平成13年4月1日以前から同年5月31日まで及び平成15年6月1日以降
10	正三建設	平成13年6月1日以降
11	丸卓建設	平成13年4月1日以前から平成15年5月31日まで
12	岩辰	平成13年4月1日以前から平成15年5月31日まで
13	くみあい鉄建工業	平成13年4月1日以前から平成15年5月31日まで
14	岩建工業	平成13年4月1日以前から平成15年5月31日まで
15	岩館建設	平成13年4月1日以前から平成15年5月31日まで
16	長田工務店	平成13年4月1日以前から平成16年10月21日まで
17	大栄建設	平成13年4月1日以前から平成16年4月14日まで
18	阿部正工務店	平成13年4月1日以前から平成16年7月6日まで
19	大高組	平成13年4月1日以前から平成14年1月22日まで
20	佐々木建設（水沢市）	平成13年4月1日以前から平成14年11月26日まで
21	三建工業	平成13年6月1日から平成14年4月8日まで
22	東邦建設	平成13年4月1日以前から平成15年12月19日まで
23	大蔵建設	平成13年4月1日以前から平成15年2月18日まで
24	タクミ	平成13年4月1日以前から平成15年8月14日まで

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き、円)	落札業者	落札価格 (税抜き、円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) [( )は入札日当日に参加していない者]
1	県民会館改修(建築外部)工事	条件	平成13年4月13日	平成13年5月22日	192,128,400	㈱タカヤ	189,000,000	98.37%	㈱佐賀組、高惣建設㈱、㈱タカヤ、大伸工業㈱、 ㈱平野組、宮城建設㈱
2	県民会館改修(建築内部)工事	条件	平成13年4月13日	平成13年5月22日	117,250,000	㈱タカヤ	113,000,000	96.38%	㈱阿部工務店、㈱阿部正工務店、㈱石川工務 所、大蔵建設㈱、蒲野建設㈱、㈱熊谷工務店、大 平建設㈱、㈱タカヤ、タカヨ建設㈱、橋建設㈱、㈱ 大栄建設、大伸工業㈱、大丸建設㈱、㈱士橋工 務店、樋下建設㈱、㈱畑中組、東野建設工業㈱、 ㈱重工業、吉武建設㈱、養和建設㈱ 日本住宅㈱▲ 【岩建工業㈱、㈱堀切】
3	岩手県立葛巻高等学校内運動場改築(建築・機械 設備)工事	条件	平成13年4月27日	平成13年6月5日	188,160,000	㈱中館建設	185,900,000	98.80%	㈱阿部建設、㈱阿部正工務店、㈱石川工務所、 ㈱遠忠、大蔵建設㈱、蒲野建設㈱、㈱タカヤ、中 館建設㈱、㈱中館建設、㈱八戸建設、㈱重工業 (㈱高橋建設▲、㈱野方建設▲ 【㈱大栄建設、㈱堀切】
4	盛岡家畜保健衛生所新庁舎建設(建築)工事	条件	平成13年4月27日	平成13年6月8日	350,130,000	大蔵建設㈱	220,626,000	63.01%	㈱阿部工務店、㈱阿部正工務店、㈱石川工務 所、大蔵建設㈱、㈱佐々木組、佐々木建設㈱、昭 栄建設㈱、タカヨ建設㈱、㈱大栄建設、大丸建設 ㈱、中館建設㈱、㈱平野組、北水建設工業㈱、㈱ 重工業、㈱百田組 日本住宅㈱▲、岩手都市住建㈱▲
5	ぬくもりの里NUCエレベーター増設工事	指名	平成13年5月23日	平成13年6月11日	51,225,000	北水建設工業㈱	50,500,000	98.58%	㈱阿部正工務店、㈱岩館建設、㈱熊谷工務店、 タカヨ建設㈱、橋建設㈱、大丸建設㈱、北水建設 工業㈱ 岩手県総合建設業協同組合▲、岩手都市住建㈱ ▲、㈱高橋建設▲
6	岩手県立水沢農業高等学校第一体育館改築(建築・ 機械設備)工事	条件	平成13年5月25日	平成13年6月26日	195,000,000	高惣建設㈱	192,000,000	98.46%	㈱板宮建設、板谷建設㈱、㈱大高組、小野建設 設㈱、高惣建設㈱、㈱タカヤ、干葉建設㈱、㈱丸 卓建設、丸谷興務店㈱ 日本住宅㈱▲ 【佐々木建設㈱】
7	すこやか子どもランド(仮称)建設(付属施設)工事	条件	平成13年6月1日	平成13年7月3日	243,700,000	樋下建設㈱	207,000,000	84.94%	㈱阿部工務店、㈱一戸建設、大蔵建設㈱、佐藤 建設工業㈱、㈱タカヤ、㈱田中建設、㈱丹野組、 ㈱大栄建設、樋下建設㈱、㈱中館建設、北水建 設工業㈱、㈱重工業、養和建設 日本住宅㈱▲、㈱野方建設▲
8	岩手県警察本部庁舎外壁等改修工事	指名	平成13年7月12日	平成13年7月24日	47,300,000	㈱タカヤ	43,000,000	90.91%	㈱阿部正工務店、大平建設㈱、㈱高光建設、㈱ タカヤ、㈱大栄建設、大丸建設㈱、東邦建設㈱、 ㈱重工業、吉武建設㈱ 日本住宅㈱▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き、円)	落札業者	落札価格 (税抜き、円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) (【 】は入札当日に参加していない者)
9	岩手県立沼宮内病院新築(建築)工事	条件	平成13年8月22日	平成13年7月31日	773,700,000	千光建設・千田工業㈱JV	728,000,000	94.09%	㈱阿部工務店・森村建設㈱JV、㈱菊池工務店・橋建設㈱JV、佐藤建設工業㈱・㈱一戸建設JV、大平建設㈱・㈱阿部正工務店JV、高惣建設㈱・八戸建設㈱JV、㈱高光建設・千田工業㈱JV、㈱夕ヶヤ・㈱石川工務所・㈱大栄建設・㈱岩館建設JV、大伸工業㈱・㈱遠忠JV、福下建設㈱・㈱高橋建設▲JV、北水建設工業㈱・夕ヶヤ建設㈱JV、㈱重工業・㈱阿部建設JV、菱和建設㈱・㈱飯谷工務店JV
10	岩手県立遠野病院合同公舎新築(建築)工事	条件	平成13年7月12日	平成13年8月21日	174,900,000	松田建設㈱	171,300,000	97.94%	浅与建設㈱、㈱伊藤組、㈱菊善工務所、㈱菊池工務店、㈱佐武建設、㈱匠建設、㈱照甲組、㈱長谷川建設、藤正建設㈱、松田建設㈱、㈱八幡建設
11	県立金ヶ崎高等学校水泳プール改修工事	指名	平成13年8月24日	平成13年9月6日	10,930,000	㈱坂宮建設	10,700,000	97.90%	正三建設㈱▲、汀建設㈱▲、山崎建設㈱▲
12	岩手県立盛岡第三高等学校外部その他工事	条件	平成13年8月3日	平成13年9月11日	122,590,000	㈱照甲組	119,500,000	97.48%	飯坂建設㈱、㈱坂宮建設、㈱大高組、共栄建設㈱、佐野建設㈱、高惣建設㈱、千葉建設㈱、丸谷興務店㈱
13	築川ダム建設事務所新築(建築)工事	指名	平成13年8月28日	平成13年9月14日	74,218,000	大伸工業㈱	72,000,000	97.01%	㈱阿部正工務店、㈱飯谷工務店、篠村建設㈱、㈱宮七工務店、㈱夕ヶヤ、夕ヶヤ建設㈱、㈱大栄建設、大伸工業㈱、㈱照甲組、㈱重工業
14	共同利用型研究開発施設新築(建築)工事	条件	平成13年8月10日	平成13年9月18日	341,000,000	大蔵建設㈱	227,000,000	66.57%	【㈱阿部工務店、㈱石川工務所、吉武建設㈱】 ㈱阿部工務店、㈱高光建設、㈱夕ヶヤ、大伸工業㈱、福下建設㈱、中蔵建設㈱、東野建設工業㈱、菱和建設㈱ 日本住宅㈱▲ 【東日本ハウス㈱▲】
15	岩手県立久慈農林高等学校教職員公舎改修(建築)工事	指名	平成13年8月30日	平成13年9月18日	73,741,000	㈱小山組	72,000,000	97.64%	㈱阿部工務店、㈱阿部正工務店、㈱石川工務所、大蔵建設㈱、佐藤建設工業㈱、三建工業㈱、篠村建設㈱、㈱高光建設、㈱夕ヶヤ、夕ヶヤ建設㈱、橋建設㈱、㈱大栄建設、大伸工業㈱、福下建設㈱、東野建設工業㈱、北水建設工業㈱、宮城建設㈱、㈱重工業、菱和建設㈱ ㈱昭和建設▲、日本住宅㈱▲ 【大平建設㈱】
16	中山間地域総合整備事業大野地区第15号工事	指名	平成13年8月30日	平成13年9月19日	68,430,000	㈱小原建設(北上市)	68,000,000	99.37%	㈱石倉建設、清野建設㈱、㈱小山組、㈱下斗米組、㈱新田組、㈱畑中組、宮城建設㈱ 小野新建設㈱▲、㈱中塚工務店▲、和山物産㈱▲ 岩建工業㈱、㈱小原建設(北上市)、㈱タタミ、千田工業㈱、㈱照甲組 夕ヶヤ建設▲、㈱重工業▲、㈱建設和建設▲、 ㈱フジ本建設▲、マルケイ建設㈱▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き、円)	落札業者	落札価格 (税抜き、円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) 【 】は入札当日に参加していない者
17	盛岡地区東中野台同公舎1号棟改修(建築)工事	指名	平成13年9月6日	平成13年9月25日	83,841,000	㈱阿部工務店	72,050,000	85.94%	㈱阿部工務店、㈱阿部正工務店、㈱石川工務所、大蔵建設㈱、㈱龍谷工務店、榑村建設㈱、㈱菅七工務店、大平建設㈱、夕方三建設㈱、㈱大栄建設、大伸工業㈱、東邦建設㈱、東野建設工業㈱、㈱藤村工務店、北水建設工業㈱、岩手県総合建設業協同組合▲、㈱昭和建设▲
18	県庁舎駐輪場等改修工事	指名	平成13年9月6日	平成13年9月25日	54,635,000	㈱阿部工務店	52,000,000	95.18%	㈱阿部工務店、㈱龍谷工務店、三建工業㈱、榑村建設㈱、㈱菅七工務店、大丸建設㈱、榑下建設㈱、中蔵建設㈱、㈱藤村工務店、㈱昭和建设▲
19	岩手県立盛岡第四高等学校セミナーハウス改築(建築)工事	指名	平成13年9月6日	平成13年9月25日	76,643,000	㈱石川工務所	67,000,000	87.42%	㈱石川工務所、大蔵建設㈱、大伸工業㈱、㈱土権工務店、東邦建設㈱、東野建設工業㈱、北水建設工業㈱、岩手県建設工業▲ 【東日本ハウズ㈱▲】
20	岩手県立宮古商業高等学校セミナーハウス新築(建築)工事	指名	平成13年9月6日	平成13年9月25日	73,731,000	白根建設㈱	73,000,000	99.01%	阿部建設㈱、㈱菊池工務店、佐々勇建設㈱、白根建設㈱、㈱畑中組、㈱八幡建設、陸中建設㈱、小野新建設㈱▲、中村建設㈱▲、和山物産㈱▲
21	岩手県立盛岡農業高等学校産業教育施設改築(建築)工事	指名	平成13年9月6日	平成13年9月25日	94,701,000	㈱タカヤ	93,000,000	98.20%	㈱阿部建設、㈱岩箱建設、㈱遠虫、㈱高建工業、㈱高光建設、㈱タカヤ、㈱八戸建設、㈱畑切、㈱吉田組、㈱高橋建設▲
22	岩手県立宮古病院病棟冷房設備(建築)工事	指名	平成13年9月17日	平成13年9月26日	22,100,000	佐々勇建設㈱	21,500,000	97.29%	阿部建設㈱、佐々勇建設㈱、白根建設㈱、陸中建設㈱、㈱畑中組、小野新建設㈱▲、中村建設㈱▲、和山物産㈱▲
23	旧岩手県立大造病院解体工事	指名	平成13年9月18日	平成13年9月28日	61,600,000	㈱照甲組	60,000,000	97.40%	浅と建設㈱、㈱伊藤組、㈱長田工務店、㈱佐賀建設、㈱佐々木工務店、㈱タカヤ、中央建設工業㈱、㈱照甲組、藤正建設㈱、大和建設㈱▲
24	岩手県立福岡高等学校水泳プール(上屋付)改築(建築)工事	条件	平成13年8月31日	平成13年10月2日	132,790,000	㈱丹野組	130,000,000	97.90%	㈱一戸建設、佐藤建設工業㈱、㈱丹野組、㈱中館建設
25	岩手県立黒沢尻北高等学校水泳プール(上屋付)改築(建築)工事	条件	平成13年8月31日	平成13年10月2日	130,890,000	イリヤマ㈱▲	128,500,000	98.17%	岩建工業㈱、㈱タカヤ、㈱タクミ、千田工業㈱、イリヤマ㈱▲、㈱高橋工務所▲、㈱誠和建设▲、㈱フジ本建設▲、マルケイ建設㈱▲
26	大船渡地区教職員公舎改築(建築・電気設備)工事	指名	平成13年9月13日	平成13年10月2日	74,751,000	㈱佐賀組	72,000,000	96.32%	㈱菊池工務店、㈱佐賀組、㈱佐武建設、㈱杉山組、㈱匠建設、㈱長谷川建設、㈱八幡建設、㈱山長建設
27	岩手県立高田高等学校耐震補強工事	指名	平成13年9月13日	平成13年10月2日	91,720,000	㈱長谷川建設	91,500,000	99.76%	㈱岩原、㈱佐賀組、㈱佐武建設、㈱杉山組、㈱匠建設、㈱橋本工務店、㈱長谷川建設、㈱及友技建▲、後藤工務店▲、正三建設㈱▲
28	岩手県立盛岡南高等学校第二体育館大規模改築(建築・機械設備)工事	指名	平成13年9月27日	平成13年10月16日	77,363,000	北水建設工業㈱	65,900,000	85.18%	㈱石川工務所、大蔵建設㈱、三建工業㈱、タカヤ建設㈱、大伸工業㈱、東野建設工業㈱、北水建設工業㈱、水本建設㈱、菱和建设㈱、岩手県建設工業▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き、円)	落札業者	落札価格 (税抜き、円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) 【】は入札当日に参加していない者
29	中山間地域総合整備事業新田郷地区第15号工事	条件	平成13年9月21日	平成13年10月24日	145,380,000	日本住宅㈱▲	130,860,000	90.01%	岩建工業㈱、㈱小原建設(北上市)、㈱タクミ、千田工業㈱、千葉建設㈱、㈱富藤工業所▲、㈱蔵和建設▲、日本住宅㈱▲、㈱アノネ建設▲
30	岩手県立久慈工業高等学校校舎大規模改造(建築)工事	指名	平成13年10月11日	平成13年10月30日	87,621,000	㈱新田組	87,000,000	99.29%	㈱石倉建設、蒲野建設㈱、㈱小山組、㈱下斗米組、㈱新田組、㈱畑中組、宮城建設㈱、小野新建設㈱▲、㈱中塚工務店▲、和山物産㈱▲
31	花巻地区合同庁舎付属棟建設等(建築・機械設備)工事	指名	平成13年10月11日	平成13年11月6日	56,536,000	㈱伊藤組	55,000,000	97.28%	浅与建設㈱、㈱伊藤組、㈱長田工務店、㈱佐賀建設、㈱佐々木工務店、千田工業㈱、中央建設工業㈱、㈱照甲組、藤正建設㈱、大和建設㈱▲
32	岩手県立千厩病院風除室改修工事	指名	平成13年11月1日	平成13年11月8日	16,600,000	㈱橋本工務店	16,500,000	99.40%	㈱岩辰、㈱千葉建設、㈱橋本工務店、㈱丸卓建設、㈱及友技建▲、㈱近江建設▲、後藤工業㈱▲、玉澤建設㈱▲、㈱三ツ矢建設工業▲
33	岩手県立宮古病院MRI室改修工事	指名	平成13年11月8日	平成13年11月16日	30,000,000	佐々勇建設㈱	29,200,000	97.33%	阿部建設㈱、佐々勇建設㈱、白根建設㈱、中村建設㈱、陸中建設㈱、㈱畑中組、小野新建設㈱▲、和山物産㈱▲
34	岩手県立黒沢尻工業高等学校産業教育施設大規模改造(建築)工事	条件	平成13年10月19日	平成13年11月20日	123,850,000	㈱タカヤ	120,000,000	96.89%	㈱タカヤ、㈱タクミ、㈱大栄建設、千田工業㈱、千葉建設㈱、丸谷興業㈱、㈱高藤工業所▲、㈱誠和建設▲、日本住宅㈱▲、㈱アノネ建設▲、マルケイ建設▲
35	岩手県立大船渡病院調乳室その他改修工事	指名	平成13年11月21日	平成13年12月3日	9,390,000	㈱匠建設	8,000,000	85.20%	㈱菊池工務店、㈱佐賀組、㈱佐武建設、㈱杉山組、正三建設㈱、㈱匠建設、㈱長谷川建設、㈱八幡建設、㈱山長建設、㈱小澤組▲
36	岩手県立盛岡第三高等学校解体工事	指名	平成13年11月14日	平成13年12月4日	83,010,000	㈱阿部工務店	83,000,000	99.99%	㈱阿部工務店、㈱熊谷工務店、篠村建設㈱、昭栄建設㈱、㈱青七工務店、㈱士橋工務店、樋下建設㈱、中嶋建設㈱、㈱藤村工務店、㈱昭和建設▲
37	県営赤沢アパ-ト4-5号棟外壁等改修工事	指名	平成13年12月4日	平成13年12月14日	12,080,000	㈱匠建設	12,000,000	99.34%	㈱菊池工務店、㈱佐賀組、㈱佐武建設、㈱杉山組、正三建設㈱、㈱匠建設、㈱長谷川建設、㈱八幡建設、㈱山長建設、㈱小澤組▲
38	岩手県立花北商業高等学校産業教育施設増築(建築)工事	条件	平成13年11月29日	平成14年1月15日	565,587,000	㈱伊藤組・㈱長田工務店JV	550,000,000	97.24%	㈱阿部工務店、中嶋建設㈱JV、㈱伊藤組・㈱長田工務店JV、㈱菊池工務店・㈱佐賀建設JV、佐藤建設工業㈱、㈱一戸建設JV、高惣建設㈱、千田工業㈱JV、大伸工業㈱・㈱熊谷工務店JV、㈱照甲組・㈱佐々木工務店JV、㈱平野組・中央建設工業JV、藤正建設㈱・浅与建設㈱JV、㈱恵工業・橋建設㈱JV【㈱大栄建設・㈱大高組JV】
39	県営駒下アパ-ト(1工区)建設(建築)工事	条件	平成14年1月10日	平成14年2月8日	205,070,000	㈱平野組	195,000,000	95.09%	飯坂建設㈱、㈱いわい、㈱佐々木組、㈱大栄建設、㈱平野組、㈱丸卓建設、菱和建設㈱【㈱仁田工務店▲、日本住宅㈱▲】

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き,円)	落札業者	落札価格 (税抜き,円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) [( )は入札当日に参加していない者]
40	岩手県立一関第二高等学校自転車置き場設置工事	指名	平成14年2月8日	平成14年2月19日	3,865,000	㈱佐々木組	3,800,000	98.32%	㈱いわい、㈱佐々木組、㈱千葉建設、㈱平野組、 ㈱丸卓建設 大森工業㈱▲、伸和ハウス㈱▲、高橋工務㈱ ▲、㈱仁田工務店▲、㈱三ツ矢建設工業▲
41	果営蕨沢アパート(3工区)A棟建設(建築)工事	条件	平成14年1月28日	平成14年2月27日	269,780,000	㈱大栄建設	238,000,000	88.22%	浅与建設㈱、㈱阿部正工務店、㈱タカヤ、㈱タク ミ、㈱大栄建設、㈱照甲組 イリヤマ㈱▲、㈱斎藤工務所▲、㈱誠和建設▲、 日本住宅㈱▲
42	果営蕨沢アパート(3工区)B棟建設(建築)工事	条件	平成14年1月28日	平成14年2月27日	249,110,000	㈱タクミ	238,652,000	95.80%	㈱伊藤組、岩建工業㈱、㈱小原建設(北上市)、 高野建設㈱、㈱タカヤ、㈱タクミ、千田工業㈱、藤 正建設㈱ ㈱誠和建設▲、日本住宅㈱▲、㈱フジネ建設▲、 マルケイ建設㈱▲
43	果営松園東アパート ライフアップ・リフレッシュ建築 (8号棟)工事	指名	平成14年2月12日	平成14年3月1日	79,561,000	㈱石川工務所	78,000,000	98.04%	㈱阿部正工務店、㈱石川工務所、篠村建設㈱、 ㈱管七工務店、大平建設㈱、タカミ建設㈱、篠建 設㈱、東邦建設㈱、㈱藤村工務店、水本建設㈱
44	果営松園東アパート ライフアップ・リフレッシュ建築 (9号棟)工事	指名	平成14年2月12日	平成14年3月1日	79,503,000	吉武建設㈱	75,000,000	94.34%	㈱岩手建設工業、㈱龍谷工務店、くみあい建設 工業㈱、昭栄建設㈱、㈱大栄建設、北水建設工 業㈱、㈱重工業、吉武建設㈱ 岩手県総合建設業協同組合▲、㈱昭和建設▲
45	岩手県立産業大学校ガラス温室等新築(建築)工事	条件	平成14年2月4日	平成14年3月4日	152,100,000	千田工業㈱	150,000,000	98.62%	㈱坂宮建設、坂谷建設㈱、小野建設建設㈱、共栄 建設㈱、高野建設㈱、㈱タクミ、千田工業㈱、千 葉建設㈱、藤正建設㈱、丸谷興務店㈱ ㈱誠和建設▲、マルケイ建設㈱▲
46	果営 大平アパート(3工区)建設(建築)工事	条件	平成14年1月31日	平成14年3月5日	161,500,000	㈱小池組	148,000,000	91.64%	阿部建設㈱、㈱菊善工務所、㈱菊池工務店、㈱ 佐賀組、㈱佐武建設、正三建設㈱、㈱匠建設、㈱ 長谷川建設、松田建設㈱、㈱八幡建設、㈱山長 建設
47	中山間地域総合整備事業大槌地区第2号工事	指名	平成14年3月1日	平成14年3月18日	90,048,000	山崎建設㈱	88,500,000	98.28%	㈱小池組▲、㈱元持▲、山崎建設㈱▲ ㈱菊池工務店、㈱八幡建設、㈱山長建設 ㈱小澤組▲、㈱菊池建設▲、新光建設㈱▲、㈱ タリク▲、㈱元持▲、山崎建設㈱▲、㈱遊佐工 務店▲
48	岩手県立花北商業高等学校校舎増築(建築)工事	条件	平成14年2月15日	平成14年3月19日	381,000,000	㈱長田工務店	365,000,000	95.80%	浅与建設㈱、㈱阿部正工務店、㈱伊藤組、㈱長 田工務店、㈱佐賀建設、タカミ建設㈱、橋建設 ㈱、㈱大栄建設、千田工業㈱、㈱照甲組、藤正建 設㈱、義和建設㈱ 日本住宅㈱▲
49	岩手県立一関第二高等学校校舎等解体工事	指名	平成14年2月28日	平成14年3月19日	87,500,000	㈱佐々木組	84,200,000	96.23%	㈱いわい、㈱佐々木組、㈱平野組、㈱丸卓建設 ㈱及友技建▲、大森工業㈱▲、後藤工業㈱▲、 伸和ハウス㈱▲、㈱仁田工務店▲、㈱三ツ矢建 設工業▲
50	岩手県立沼宮内病院新築(附属棟等)工事	指名	平成14年4月11日	平成14年5月7日	76,600,000	㈱高光建設	74,500,000	97.26%	㈱阿部建設、㈱岩留建設、㈱遠志、㈱高建工業、 ㈱高橋建設、㈱高光建設、㈱八戸建設、㈱吉田 山本建設㈱▲ 【㈱タカヤ】

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き, 円)	落札業者	落札価格 (税抜き, 円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) (【】は入札当日に参加していない者)
51	岩手県立黒沢尻南高等学校校舎・産振棟増築(建築)工事	条件	平成14年4月12日	平成14年5月24日	870,828,000	大伸工業(株)・夕力三建設(株)JV	785,000,000	90.14%	浅与建設(株)・(株)小原建設(北上市)JV、(株)菊池工務店・イリヤマ(株)▲JV、共栄建設(株)・岩建工業(株)JV、高惣建設(株)・(株)フジネ建設▲JV、(株)高光建設・千田工業(株)JV、大伸工業(株)・夕力三建設(株)JV、藤正建設(株)・(株)照甲組JV、北水建設工業(株)・(株)石川工務所JV、丸谷興商店(株)・(株)タクミJV
52	岩手県立久慈農林高等学校校舎・産振棟改築(建築)工事	条件	平成14年4月12日	平成14年5月24日	1,220,100,000	宮城建設(株)・(株)小山組・(株)新田組JV	1,215,000,000	99.58%	【(株)佐賀組・(株)中館建設・陸中建設(株)JV、高惣建設(株)・(株)藤建設工業(株)・(株)薄野建設(株)JV、宮城建設(株)・(株)小山組・(株)新田組JV】
53	岩手県立沼宮内病院合同公舎新築(建築)工事	条件	平成14年4月18日	平成14年5月28日	119,600,000	千田工業(株)	105,000,000	87.79%	(株)阿部建設、(株)阿部工務店、(株)石川工務所、(株)一戸建設、(株)岩館建設、大蔵建設(株)、(株)高橋建設、(株)高光建設、夕力三建設(株)、(株)大栄建設、大丸建設(株)、千田工業(株)、(株)八戸建設、北水建設工業(株)、(株)堀切、(株)重工業 【(株)遠見、(株)吉武建設(株)】
54	岩手県立宮古工業高等学校産振棟改築(建築)工事	条件	平成14年4月26日	平成14年6月4日	275,700,000	陸中建設(株)	267,400,000	96.99%	(株)阿部工務店、(株)菊池工務店、(株)佐賀組、(株)大栄建設、大伸工業(株)、中村建設(株)、(株)八幡建設、陸中建設(株)
55	警察本部若岩警察官待機宿舎新築(建築)工事	条件	平成14年5月17日	平成14年6月18日	193,000,000	(株)大栄建設	156,330,000	81.00%	(株)阿部工務店、(株)阿部正工務店、(株)石川工務所、大蔵建設(株)、(株)熊谷工務店、(株)篠村建設(株)、(株)普七工務店、大平建設(株)、高惣建設(株)、夕力三建設(株)、(株)建設(株)、(株)大栄建設、千田工業(株)、(株)東野建設工業(株)、北水建設工業(株)、(株)重工業、(株)山長建設、(株)吉武建設(株)、(株)菱和建設(株) 【(株)昭栄建設(株)、(株)吉田組】
56	江刺警察署豊田町警察官待機宿舎新築(建築)工事	条件	平成14年5月17日	平成14年6月18日	146,400,000	共栄建設(株)	131,910,000	90.10%	飯坂建設(株)、(株)坂宮建設、坂谷建設(株)、共栄建設(株)、(株)佐々木組、佐野建設(株)、高惣建設(株)、(株)大栄建設、(株)長谷川建設、藤正建設(株)、丸谷興商店(株) 【(株)昭栄建設(株)、(株)吉田組】
57	岩手県立千厩高等学校第一体育館改築(建築)・機棟改築(建築)工事	条件	平成14年5月17日	平成14年6月18日	190,300,000	(株)橋本工務店	181,725,000	95.49%	飯坂建設(株)、(株)佐々木組、(株)佐武建設、(株)橋本工務店、(株)長谷川建設、(株)丸丸建設、丸谷興商店(株) 【(株)昭栄建設(株)、(株)吉田組】
58	岩手県立大船渡病院診療棟増築等(建築)工事	条件	平成14年5月24日	平成14年6月25日	341,000,000	(株)匠建設	300,054,000	87.99%	阿部建設(株)、(株)菊池工務店、(株)佐賀組、(株)佐武建設、(株)杉山組、正三建設(株)、(株)匠建設、(株)長谷川建設、(株)松田建設(株)、(株)八幡建設、陸中建設(株)、(株)日本住宅(株)▲、(株)山崎建設(株)▲
59	岩手県立花巻病院改築(建築)工事	条件	平成14年6月14日	平成14年7月16日	147,400,000	日本住宅(株)▲	129,950,000	88.16%	(株)いらい、(株)佐々木組、(株)丸丸建設、(株)日本住宅(株)▲、(株)仁田工務店▲、(株)日本住宅(株)▲



番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き, 円)	落札業者	落札価格 (税抜き, 円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) 〔 〕は入札日当日に参加していない者
71	岩手県立福岡病院アングラ室工事	指名	平成14年10月24日	平成14年11月1日	6,300,000	㈱中館建設	5,800,000	92.06%	㈱一戸建設, 内沢建設(㈱), ㈱小山組, 佐藤建設 工業(㈱), ㈱田中建設, ㈱丹野組, ㈱中館建設, 南 館野方建設▲ 【㈱小田島工務店▲】
72	柏台利用誘導拠点施設新築(建築)工事	条件	平成14年10月4日	平成14年11月5日	138,204,000	㈱吉田組	119,900,000	86.76%	㈱阿高建設, 昭栄建設(㈱), ㈱管七工務店, ㈱高 光建設, ㈱吉田組, 豊和建設(㈱) 日本住宅(㈱) 【㈱遠忠, ㈱大栄建設, 大丸建設(㈱)】
73	岩手県立農業大学校園芸集出荷施設整備(建築)工 事	条件	平成14年10月11日	平成14年11月12日	96,667,200	千田工業(㈱)	96,000,000	99.31%	飯坂建設(㈱), ㈱坂宮建設, 小野葦建設(㈱), ㈱小 原建設(北上市), 高惣建設(㈱), 大伸工業(㈱), 千 田工業(㈱), 藤正建設(㈱), 丸協建設(㈱), 丸谷興務 店(㈱) マルケイ建設(㈱) 【南本土(㈱)▲】
74	岩手県立花巻厚生病院手術室等改修工事	指名	平成14年11月1日	平成14年11月12日	13,011,960	高惣建設(㈱)	12,950,000	99.52%	浅与建設(㈱), ㈱伊藤組, ㈱小原建設(北上市), 佐野建設(㈱), 高惣建設(㈱), ㈱タクミ, 千田工業 (㈱), 千葉建設(㈱), 中央建設工業(㈱), ㈱照甲組, 丸 谷興務店(㈱) イリヤマ(㈱)
75	岩手県立黒沢尻南高等学校第二体育館新築(建築・ 機械設備)工事	条件	平成14年10月18日	平成14年11月19日	121,400,000	大伸工業(㈱)	117,500,000	96.79%	浅与建設(㈱), ㈱小原建設(北上市), タカバ建設 (㈱), ㈱タクミ, 大伸工業(㈱), 千田工業(㈱), ㈱照甲 組, 藤正建設(㈱), 丸谷興務店(㈱) 日本住宅(㈱)▲, ㈱ジエ建設▲, マルケイ建設(㈱) ▲
76	県営常盤アパート低層雪対策工事	指名	平成14年11月8日	平成14年11月20日	11,850,000	丸谷興務店(㈱)	11,600,000	97.89%	飯坂建設(㈱), ㈱坂宮建設, 共栄建設(㈱), 佐野建 設(㈱), 高惣建設(㈱), 千葉建設(㈱), 丸協建設(㈱), 丸 谷興務店(㈱) ㈱太田建設▲, 黒沢建設(㈱)▲
77	岩手県立北上病院MRI室改修工事	指名	平成14年11月13日	平成14年11月22日	35,700,000	㈱ジエ建設▲	35,500,000	99.44%	㈱伊藤組, 岩建工業(㈱), ㈱小原建設(北上市), ㈱タクミ, 千田工業(㈱), ㈱高藤工業務所▲, ㈱誠和建設▲, ㈱ジエ建設▲, マルケイ建設(㈱)▲
78	岩手県立釜石病院RI室改修工事	指名	平成14年11月19日	平成14年11月29日	5,200,000	㈱八幡建設	5,100,000	98.08%	㈱菊池工務店, ㈱八幡建設 ㈱小澤組▲, 新光建設(㈱)▲, ㈱タイリク▲, ㈱元 持▲, 山崎建設(㈱)▲, ㈱山元▲, ㈱遊佐工務店 ▲ 【㈱菊池建設▲】
79	県営関が丘第2アパート(3号棟)リフレッシュ(建築) 工事	指名	平成14年11月21日	平成14年12月11日	65,399,000	㈱平野組	62,000,000	94.80%	㈱いわい, ㈱佐々木組, ㈱橋本工務店, ㈱平野 組, ㈱丸卓建設 大森工業(㈱)▲, ㈱和ハウス(㈱)▲, 高橋工務(㈱) ▲, ㈱仁田工務店▲, ㈱三ツ矢建設工業▲
80	岩手県立宮古病院内視覚検査室等通路新設土工 事	指名	平成14年12月2日	平成14年12月13日	34,000,000	陸中建設(㈱)	34,000,000	100.00%	阿部建設(㈱), ㈱菊池工務店, 佐々木建設(㈱), 白 根建設(㈱), 中村建設(㈱), ㈱畑中組, 八幡建設(㈱), 陸中建設(㈱) 小野新建設(㈱)▲, 和山物産(㈱)▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き,円)	落札業者	落札価格 (税抜き,円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) (【 】は入札日当日に参加していない者)
81	岩手県立久慈病院研修室増築工事	指名	平成14年12月5日	平成14年12月13日	19,100,000	宮城建設㈱	19,000,000	99.48%	石倉建設㈱、㈱小山組、蒲野建設㈱、佐藤建設 工業㈱、㈱下斗米組、㈱新田組、㈱丹野組、宮城 建設㈱ 【 中塚工務店▲、山田建設㈱▲】
82	県営仙北アパート(4工区)建設(建築)工事	条件	平成14年11月28日	平成14年12月26日	116,563,000	中電建設㈱	109,500,000	93.92%	㈱熊谷工務店、㈱佐々木組、森村建設㈱、昭栄 建設㈱、㈱タカヤ、㈱大栄建設、中電建設㈱、㈱ 恵工業、菱和建設㈱ 日本住宅㈱▲
83	岩手県立大学バリアフリー工事	指名	平成15年2月25日	平成15年3月5日	2,248,000	菱和建設㈱	2,200,000	97.86%	㈱阿部工務店、㈱石川工務所、大平建設㈱、㈱ 高光建設、㈱タカヤ、大伸工業㈱、中電建設㈱、 東野建設工業㈱、菱和建設㈱ 日本住宅㈱▲
84	広田漁港広域漁港整備(防風施設)工事	条件	平成15年2月20日	平成15年3月24日	102,260,000	㈱佐賀組	99,500,000	97.30%	㈱佐賀組、㈱佐武建設、㈱杉山組、正三建設㈱、 ㈱匠建設、㈱長谷川建設
85	二級河川小幡川筋三陸高潮対策(上屋・階段室)工事	指名	平成15年3月14日	平成15年3月25日	43,200,000	㈱山長建設	42,000,000	97.22%	㈱菊池工務店、㈱八幡建設、㈱山長建設 ㈱小澤組▲、㈱小池組▲、新光建設㈱▲、㈱タカ ヤ▲、㈱元待▲、山崎建設㈱▲、㈱山元▲
86	旧岩手県立沼宮内病院解体工事	指名	平成15年4月30日	平成15年5月16日	55,134,800	㈱高光建設	53,200,000	96.49%	㈱阿部工務店、㈱熊谷工務店、昭栄建設㈱、㈱ 高建工業、㈱高光建設、福下建設㈱、東野建設 工業㈱、㈱藤村工務店、菱和建設㈱ 山本建設㈱▲
87	岩手県立千厩病院透折増築(建築)工事	条件	平成15年4月11日	平成15年5月20日	215,815,000	日本住宅㈱▲	184,900,000	85.68%	㈱岩屋、共栄建設㈱、㈱佐々木組、㈱佐武建設、 ㈱匠建設、㈱橋本工務店、㈱長谷川建設、㈱丸 卓建設、丸谷興務店㈱ 日本住宅㈱▲
88	岩手県立紫波高等学校校舎・産婆棟改築(建築)工事	条件	平成15年4月10日	平成15年5月23日	1,377,142,000	㈱平野組・㈱タカ ヤ・橋建設㈱JV	1,340,000,000	97.30%	㈱佐賀組、㈱阿部工務店、㈱大栄建設JV、高光 建設㈱、吉武建設㈱、大丸建設㈱JV、大伸工業 ㈱、森村建設㈱、㈱熊谷工務店JV、㈱平野組、㈱ タカヤ・橋建設㈱JV、藤正建設㈱、㈱照甲組、㈱ 長田工務店JV、宮城建設㈱、東野建設工業㈱、 昭栄建設㈱JV
89	県立和光学園施設整備(建築)工事	条件	平成15年4月17日	平成15年5月27日	313,700,000	中電建設㈱	289,000,000	92.13%	㈱阿部工務店、㈱石川工務所、森村建設㈱、㈱ 高光建設、㈱タカヤ、タカヨ建設㈱、橋建設㈱、㈱ 大栄建設、大伸工業㈱、福下建設㈱、中電建設 ㈱、北水建設工業㈱、㈱恵工業、菱和建設㈱ 日本住宅㈱▲ 【 ㈱熊谷工務店、東野建設工業㈱】
90	岩手県立久慈病院病歴室増築及び改修(建築)工事	指名	平成15年5月8日	平成15年5月27日	65,003,250	宮城建設㈱	65,000,000	100.00%	㈱石倉建設、蒲野建設㈱、㈱小山組、㈱下斗米 組、㈱新田組、㈱畑中組、宮城建設㈱ 小野新建設㈱▲、㈱中塚工務店▲、山田建設㈱ ▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き,円)	落札業者	落札価格 (税抜き,円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) (【 】は入札日当日に参加していない者)
91	森林科学館(仮称)新築(建築)工事	条件	平成15年5月12日	平成15年6月9日	264,000,000	菱和建設㈱	224,400,000	85.00%	㈱阿部建設, ㈱阿部工務店, ㈱一戸建設, 佐藤建設工業㈱, 高野建設㈱, ㈱高野建設, ㈱タカヤ, タカヤ建設㈱, 大伸工業㈱, 大丸建設㈱, 東野建設工業㈱, ㈱高野工業, ㈱吉田組, 菱和建設㈱ 日本住宅㈱▲, ㈱野方建設▲ 【㈱石川工務所, ㈱高野工業】
92	見返峠下駐車場休憩施設新築(建築)工事	条件	平成15年5月9日	平成15年6月10日	94,156,000	㈱吉田組	93,968,000	99.80%	㈱遠志, ㈱高野建設, 大伸工業㈱, ㈱堀切, ㈱高野工業, ㈱吉田組
93	花巻空港電源局舎新築(建築)工事	条件	平成15年5月13日	平成15年6月11日	104,000,000	㈱大栄建設	92,500,000	88.94%	浅与建設㈱, ㈱伊藤組, ㈱長田工務店, ㈱佐々木工務店, 佐野建設㈱, 昭栄建設㈱, ㈱タカヤ, ㈱タカミ, ㈱大栄建設, 大伸工業㈱, 千田工業㈱, 中央建設工業㈱, ㈱照甲組, 種下建設㈱, 藤正建設㈱, 北水建設工業㈱, 丸協建設㈱ ㈱誠和建設▲ 【㈱平野組】 【㈱野方建設▲】
94	馬返岩手山峠歩道整備(公衆トイレ)新築)工事	指名	平成15年5月29日	平成15年6月17日	66,383,000	㈱吉田組	65,000,000	97.92%	㈱遠志, ㈱高野工業, ㈱高野建設, ㈱タカヤ, 大伸工業㈱, 種下建設㈱, ㈱堀切, ㈱吉田組, 菱和建設
95	岩手県立一戸高等看護学院移転新築校舎(建築)工事	条件	平成15年6月6日	平成15年7月8日	201,900,000	㈱野方建設▲	167,555,000	82.99%	㈱一戸建設, ㈱長田工務店, ㈱佐々木組, ㈱田中建設, ㈱丹野組, ㈱大栄建設, ㈱中館建設, ㈱高野工業 日本住宅㈱▲, ㈱野方建設▲ 【内沢建設㈱, 佐藤建設工業㈱, 大伸工業㈱, ㈱照甲組】
96	岩手県立一戸高等看護学院移転新築体育館(建築・機械設備)工事	指名	平成15年5月19日	平成15年7月8日	89,390,800	㈱中館建設	76,300,000	85.36%	㈱一戸建設, 内沢建設㈱, 蒲野建設㈱, 佐藤建設工業㈱, ㈱田中建設, ㈱丹野組, ㈱中館建設, 南建設
97	岩手県立一戸高等看護学院移転新築寄宿舎(建築)工事	条件	平成15年6月6日	平成15年7月8日	148,100,000	日本住宅㈱▲	125,885,000	85.00%	㈱一戸建設, 内沢建設㈱, ㈱長田工務店, ㈱佐々木組, ㈱田中建設, ㈱丹野組, ㈱大栄建設, 大伸工業㈱, ㈱照甲組, ㈱中館建設, ㈱高野工業 日本住宅㈱▲, ㈱野方建設▲ 【佐藤建設工業㈱】
98	岩手県立胆沢病院診療棟増築等(建築)工事	条件	平成15年6月19日	平成15年7月22日	384,000,000	高野建設㈱	324,800,000	84.58%	飯坂建設㈱, ㈱坂宮建設, 坂谷建設㈱, 小野義建設㈱, 共栄建設㈱, 高野建設㈱, 大伸工業㈱, 千田工業㈱, ㈱平野組, 丸協建設㈱, 丸谷興務店㈱ ㈱クロサワランテック▲ 【日本住宅㈱▲】
99	蕨地開発事業大野地区大野ダム第2号工事	指名	平成15年7月3日	平成15年7月22日	76,950,000	宮城建設㈱	76,500,000	99.42%	㈱石倉建設, 蒲野建設㈱, ㈱小山組, 佐藤建設工業㈱, ㈱新田組, ㈱丹野組, ㈱中館建設㈱, 宮城建設㈱ ㈱中塚工務店▲, 山田建設㈱▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き,円)	落札業者	落札価格 (税抜き,円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) 【】は入札当日に参加していない者
100	東北家畜死体保冷管施設新築(建築)工事	指名	平成15年7月17日	平成15年8月5日	84,410,000	蒲野建設(株)	84,000,000	99.51%	株式会社建設, 蒲野建設(株), 榑小山組, 佐藤建設 工業(株), 榑新田組, 榑中館建設, 南建設(株), 宮城 建設(株) 榑中塚工務店▲, 山田建設(株)▲
101	県営長谷堂アパート(5号棟)建設(建築)工事	条件	平成15年7月7日	平成15年8月6日	165,177,000	榑匠建設	157,154,000	95.14%	榑菊池工務店, 榑佐賀組, 榑佐武建設, 榑杉山 組, 正三建設(株), 榑匠建設, 榑長谷川建設, 松田 建設(株), 榑八幡建設 榑クロサワランテック▲, 榑部土木(株)▲, 日本住 宅(株)▲
102	県営松園東アパート(12号棟)ライフアップ・リプレッ シユ建築工事	指名	平成15年7月22日	平成15年8月8日	81,972,000	東野建設工業(株)	76,000,000	92.71%	榑阿部工務店, 榑熊谷工務店, 榑高光建設, 榑 タカヤ, 大伸工業(株), 榑下建設(株), 中電建設(株), 東野建設工業(株), 榑義和建設(株) 日本住宅(株)▲
103	県営長谷堂アパート(6号棟)施設(建築)工事	条件	平成15年8月21日	平成15年9月19日	143,074,000	榑匠建設	126,094,000	88.13%	榑菊池工務店, 榑佐賀組, 榑佐武建設, 榑杉山 組, 正三建設(株), 榑タカヤ, 榑匠建設, 榑長谷川 建設, 榑八幡建設 榑クロサワランテック▲, 日本住宅(株)▲
104	盛岡地区東中野合同公会4号棟改修(建築)工事	指名	平成15年9月4日	平成15年9月24日	91,336,000	榑阿部工務店	85,000,000	93.06%	榑阿部工務店, 榑石川工務所, 榑熊谷工務店, 中電建設(株), 東野建設工業(株), 榑藤村工務店, 北水建設工業(株), 榑恵工業, 吉武建設(株) 日本住宅(株)▲
105	平井真地区漁業集落環境整備(終末処理場建築)工 事 他11工事	指名	平成15年9月11日	平成15年9月30日	84,650,000	宮城建設(株)	80,000,000	94.51%	蒲野建設(株), 榑菊池工務店, 榑小山組, 榑下斗 米組, 榑畑中組, 宮城建設(株), 陸中建設(株) 小野新建設(株)▲, 榑中塚工務店▲, 榑山物産(株) ▲
106	千厩地区藤王合同公会改修(建築)工事	指名	平成15年9月11日	平成15年9月30日	71,776,000	榑橋本工務店	70,000,000	97.53%	榑佐々木組, 榑橋本工務店, 榑平野組 榑及友建設▲, 榑近江建設▲, 大森工業(株)▲, 榑後藤工業(株)▲, 榑伸和ハウス(株)▲, 榑仁田工務店 ▲, 榑三ツ矢建設工業▲
107	県営仙北アパート集会所他建設工事	指名	平成15年9月16日	平成15年10月3日	94,902,000	榑石川工務所	81,800,000	86.19%	榑石川工務所, 榑栄建設(株), 榑普七工務店, 大 平建設(株), 榑大栄建設, 榑藤村工務店, 北水建 設工業(株), 榑恵工業, 吉武建設(株) 榑クロサワランテック▲
108	県営内丸駐車場整備工事	指名	平成15年9月18日	平成15年10月7日	73,260,000	榑下建設(株)	62,900,000	85.86%	榑阿部正工務店, 榑栄建設(株), 大平建設(株), 榑 タカヤ, 榑土橋工務店, 榑下建設(株), 榑義和建設(株) 岩手県総合建設業協同組合▲, 榑クロサワラン テック▲, 日本住宅(株)▲
109	岩手県立北上農業高等学校校舎大規模改修(建築) 工事	条件	平成15年9月11日	平成15年10月14日	148,700,000	榑クロサワラン テック▲	126,395,000	85.00%	共栄建設(株), 榑大栄建設, 大伸工業(株), 千田工 業(株), 榑正建設(株), 丸谷興務店(株) イリヤマ(株)▲, 榑クロサワランテック▲, 日本住宅 (株)▲, 榑フジ木建設▲
110	県営駒下アパート(2工区)施設(建築)工事	条件	平成15年9月19日	平成15年10月20日	242,740,000	榑クロサワラン テック▲	199,990,000	82.39%	榑佐々木組, 榑平野組 榑クロサワランテック▲, 日本住宅(株)▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き,円)	落札業者	落札価格 (税抜き,円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) 【】は入札当日に参加していない者)
111	岩手県立久慈農林高等学校校舎大規模改造(建築)工事	条件	平成15年9月26日	平成15年10月29日	116,500,000	宮城建設㈱	109,500,000	93.99%	㈱新田組, ㈱タカヤ, 宮城建設㈱, 陸中建設㈱ 日本住宅㈱▲ 【㈱クロサワランテック▲】
112	果樹園が丘第2アパート(1号棟)リフレッシュ(建築)工事	指名	平成15年10月30日	平成15年11月19日	49,499,000	㈱平野組	48,700,000	98.39%	㈱いわい, 大森工業㈱, ㈱佐々木組, ㈱橋本工務店, ㈱平野組 ㈱友友技建▲, ㈱和ハウス㈱▲, 高橋工務㈱▲, ㈱仁田工務店▲, ㈱三ツ矢建設工業▲
113	岩手県立宮古病院アンギオ室他改修工事	指名	平成15年11月4日	平成15年11月20日	5,864,000	佐々勇建設㈱	5,500,000	93.79%	阿部建設㈱, ㈱佐々木建設, 佐々勇建設㈱, 白根建設㈱, 中村建設㈱, 陸中建設㈱, ㈱細中組, 小野新建設㈱▲, ㈱菊地建設▲, 和山物産㈱▲
114	都南の園地震災害復旧工事	指名	平成15年11月27日	平成15年12月8日	2,488,000	㈱タカヤ	2,450,000	98.47%	㈱阿部正工務店, ㈱岩手架設工業, 篠村建設㈱, ㈱タカヤ, 大丸建設㈱, ㈱千田組, ㈱土橋工務店, 菱和建設㈱ ㈱昭和建設▲ 【東日本ハウス㈱▲】
115	岩手県立大槌病院シャワーベットの室移設等工事	指名	平成15年11月28日	平成15年12月11日	7,800,000	㈱菊池工務店	7,500,000	96.15%	阿部建設㈱, ㈱菊池工務店, 佐々勇建設㈱, ㈱八幡建設, ㈱陸中建設 ㈱小澤組▲, ㈱タリク▲, ㈱元持▲, 山崎建設㈱▲, ㈱山元▲
116	岩手県立釜石病院経路改修工事	指名	平成15年12月4日	平成15年12月17日	36,000,000	㈱八幡建設	35,500,000	98.61%	㈱菊善工務所, ㈱菊池工務店, 松田建設㈱, ㈱八幡建設 ㈱小澤組▲, ㈱タリク▲, 江建設㈱▲, ㈱元持▲, 山崎建設㈱▲, ㈱山元▲
117	岩手県立大槌病院感染症指定医療機関施設改修工事	指名	平成15年12月4日	平成15年12月17日	4,820,000	㈱菊池工務店	4,600,000	95.44%	阿部建設㈱, ㈱菊池工務店, 佐々勇建設㈱, ㈱八幡建設, ㈱陸中建設 ㈱小澤組▲, ㈱タリク▲, ㈱元持▲, 山崎建設㈱▲, ㈱山元▲
118	平成15年度豊営アパート(西が丘北・西が丘・山口・八木沢)階段手摺設置工事	指名	平成16年1月19日	平成16年1月28日	9,346,000	佐々勇建設㈱	9,200,000	98.44%	阿部建設㈱, ㈱佐々木建設, 佐々勇建設㈱, 白根建設㈱, 中村建設㈱, ㈱細中組, 陸中建設㈱, 小野新建設㈱▲, ㈱菊地建設▲, 和山物産㈱▲
119	県立農業大学校附属関係施設等整備(建築)工事	条件	平成16年2月9日	平成16年3月10日	149,300,000	マルケイ建設㈱▲	126,905,000	85.00%	㈱阿部工務店, ㈱板宮建設, 板谷建設㈱, 小野養建設㈱, 小野養建設㈱, 佐藤建設㈱, 佐藤建設㈱, ㈱タカヤ, 大甲工業㈱, 千田工業㈱, 菱和建設㈱, 丸建設㈱, 丸谷興務店㈱, 菱和建設㈱ ㈱クロサワランテック▲, 南都土木㈱▲, マルケイ建設㈱▲
120	県立農業大学校堆肥処理施設等整備(建築)工事	条件	平成16年2月9日	平成16年3月10日	196,900,000	千田工業㈱	162,000,000	82.28%	㈱阿部正工務店, 板谷建設㈱, ㈱板宮建設, 板谷建設㈱, ㈱長田工務店, 小野養建設㈱, ㈱小原建設(北上市), 井栄建設㈱, 佐藤建設工業㈱, 佐藤建設㈱, 高野建設㈱, ㈱タカヤ, 大甲工業㈱, 千田工業㈱, 菱和建設㈱, 丸谷興務店㈱, 菱和建設㈱, 丸谷興務店㈱, 丸谷興務店㈱, 丸谷興務店㈱, 丸谷興務店㈱ EC南都コーポレーション㈱▲, ㈱クロサワランテック▲, 日本住宅㈱▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き、円)	落札業者	落札価格 (税抜き、円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) (【】は入札当日に参加していない者)
121	鷹生ダム管理所新築(建築)工事	希望	平成16年2月26日	平成16年3月29日	94,861,000	㈱佐賀組	92,900,000	97.93%	小野建設㈱, ㈱菊池工務店, ㈱佐賀組, ㈱佐賀建設, ㈱杉山組, 正三建設㈱, ㈱匠建設, ㈱長谷川建設, 丸谷興務店㈱, ㈱八幡建設
122	岩手県立盛岡第二高等学校校舎改築(建築)工事	条件	平成16年4月8日	平成16年5月25日	930,000,000	㈱高光建設・㈱阿部工務店JV	758,800,000	81.59%	㈱菊池工務店・㈱石川工務所JV, ㈱佐々木組・大丸建設JV, ㈱高光建設・㈱阿部工務店JV, ㈱タカヤ・㈱工業JV, ㈱田中建設・㈱千田組JV, 大伸工業㈱・篠村建設JV, 東野建設工業㈱・昭栄建設JV 日本住宅㈱▲・㈱千葉建設JV
123	三ツ石遊園小屋改築工事	希望	平成16年5月6日	平成16年6月8日	78,900,000	㈱吉田組	76,500,000	96.96%	㈱阿部建設, ㈱阿部工務店, ㈱石川工務所, ㈱一戸建設, ㈱遠忠, 昭栄建設㈱, 大平建設㈱, ㈱タカヤ, タカヨ建設㈱, ㈱田中建設, 大伸工業㈱, ㈱下建設, 中電建設, ㈱中村建設, 東野建設工業㈱, 北水建設工業㈱, ㈱堀切, ㈱吉田組, 養和建設㈱ 山本建設㈱▲
124	中山間地域総合整備事業長沢地区第15号工事	条件	平成16年5月12日	平成16年6月9日	135,400,000	中村建設㈱	116,000,000	85.67%	阿部建設, ㈱菊池工務店, ㈱佐々木建設, 佐々木建設, ㈱タカヤ, 中村建設, ㈱畑中組, 宮城建設, 陸中建設, 小野新建設, 日本住宅㈱▲ 【タカヨ建設】
125	県立産業技術短期大学校本館塔屋ガラス屋根改修及び喫煙室設置工事	指名	平成16年7月28日	平成16年8月9日	8,430,000	㈱タカヤ	7,600,000	90.15%	㈱小松組, ㈱高光建設, ㈱タカヤ, タカヨ建設, ㈱橋建設, ㈱下建設, 水本建設, 養和建設 日本住宅㈱▲, ㈱水清建設▲
126	県営野呂アバウト(4工区)建設(建築)工事	条件	平成16年7月21日	平成16年8月19日	283,530,000	日本住宅㈱▲	226,824,000	80.00%	㈱阿部工務店, ㈱伊藤組, ㈱長田工務店, ㈱小原建設(花巻市), ㈱佐賀建設, 大平建設, ㈱タカヤ, 千田工業㈱, ㈱千葉建設, ㈱昭甲組, 藤正建設, 丸谷興務店 日本住宅㈱▲
127	岩手県立盛岡工業高等学校第一体育館改築(建築等)工事	条件	平成16年7月23日	平成16年8月24日	186,000,000	㈱高光建設	158,525,000	85.23%	㈱阿部工務店, ㈱石川工務所, 大平建設, ㈱高光建設, ㈱タカヤ, タカヨ建設, 橋建設, 大伸工業, ㈱下建設, 中電建設, 北水建設工業, 養和建設 ㈱クロサワラデンテック▲, 日本住宅㈱▲
128	旧岩手県立福岡病院解体工事	条件	平成16年7月23日	平成16年8月24日	264,000,000	㈱佐々木組	249,900,000	94.66%	㈱佐々木組, 佐藤建設工業, ㈱タカヤ, ㈱田中建設, ㈱下建設, ㈱平野組, 北水建設工業, 宮城建設 EG南部コーポレーション㈱▲
129	岩手県立宮古病院麻酔科他改修工事	指名	平成16年8月23日	平成16年9月1日	7,400,000	陸中建設	7,200,000	97.30%	阿部建設, ㈱佐々木建設, 佐々木建設, 白根建設, 中村建設, ㈱畑中組, 陸中建設, 小野新建設, ㈱菊池建設, 和山物産 ▲
130	廃棄物選別施設新築工事	条件	平成16年8月27日	平成16年9月28日	388,800,000	佐藤建設工業	335,665,000	86.33%	㈱阿部工務店, ㈱石川工務所, ㈱一戸建設, ㈱小山組, 佐藤建設工業, 橋建設, ㈱丹野組, 大伸工業, ㈱中館建設, 東野建設工業, 北水建設工業, 宮城建設 ㈱クロサワラデンテック▲, 日本住宅㈱▲

番号	工事名	発注方法	公告日 通知日	入札日	予定価格 (税抜き, 円)	落札業者	落札価格 (税抜き, 円)	落札率	入札参加者 (▲は106社以外の者) ([ ]は入札当日に参加していない者)
131	平成16年度岩手県吉古児童相談所改修工事	指名	平成16年9月16日	平成16年9月30日	6,623,000	陸中建設㈱	6,400,000	96.63%	阿部建設㈱, 網佐々木建設, 佐々勇建設㈱, 白根建設㈱, 中村建設㈱, 網畑中組, 陸中建設㈱, 小野新建設㈱▲, 徳菊地建設▲, 和山物産㈱▲
132	県立農業大学校乾草施設等整備工事	条件	平成16年9月10日	平成16年10月14日	108,900,000	千田工業㈱	92,565,000	85.00%	飯坂建設㈱, 網坂宮建設, 小野義建設㈱, 網小原建設(北上市), 共栄建設㈱, 高徳建設㈱, 千田工業㈱, 千葉建設㈱, 網千葉匠建設, 丸富建設㈱, 丸谷興務店㈱ EG南部コーポレーション㈱▲, 網クロサワランテック▲, ムルケイ建設㈱▲ 【網長田工務店, 佐野建設㈱】 【日本住宅㈱▲】
133	岩手県立花巻養護学校寄宿舎改築(建築)工事	条件	平成16年9月17日	平成16年10月19日	416,500,000	藤正建設㈱	331,100,000	79.50%	網阿部工務店, 網伊藤組, 網佐賀建設, 網佐々木工務店, 昭栄建設㈱, 高徳建設㈱, タカヨ建設㈱, 千田工業㈱, 網照甲組, 藤正建設㈱ 網クロサワランテック▲, 日本住宅㈱▲, 網野方建設▲ 【網長田工務店】

(注)「発注方法」欄の「条件」とは条件付一般競争入札を、「指名」とは指名競争入札を、「希望」とは要注希望型指名競争入札をそれぞれ指す。



(1) 物件 1

被審人タカヤは、あらかじめ稲垣に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。その後、同被審人は、稲垣から、受注希望者が同被審人のみである旨の電話連絡を受け、同被審人が受注予定者となった。

被審人タカヤは、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人タカヤ以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、被審人タカヤが1回目の入札で落札した。

(査第150号証, 第169号証)

(2) 物件 2

被審人タカヤは、あらかじめ稲垣に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。その後、同被審人は、稲垣から、受注希望者が同被審人のみである旨の電話連絡を受け、同被審人が受注予定者となった。

被審人タカヤは、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人タカヤ以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第142号証, 第150号証, 第169号証, 第170号証)

(3) 物件 3

被審人中館建設が受注予定者となった。

被審人中館建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人中館建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第150号証, 第169号証)

(4) 物件 6

被審人高惣建設が受注予定者となった。

被審人高惣建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人高惣建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受

注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第150号証, 第169号証)

(5) 物件7

会員入札参加者のうち9社が、あらかじめTST等世話役に対し、受注希望を表明した。最終的に、被審人樋下建設が受注予定者となった。

被審人樋下建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人樋下建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第36号証, 第150号証, 第168号証, 第169号証, 第171号証)

(6) 物件8

被審人タカヤは、あらかじめ稲垣に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。その後、同被審人は、稲垣から、受注希望者が同被審人のみである旨の電話連絡を受け、同被審人が受注予定者となった。

被審人タカヤは、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を電話などで連絡した。

入札において、被審人タカヤ以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、1回目及び2回目の入札ではいずれも同被審人が一番札となったものの、同被審人の入札価格が予定価格を上回ったため3回入札が行われ、同被審人が3回目の入札において落札した。

(査第142号証, 第150号証, 第169号証)

(7) 物件9

入札前の平成13年7月3日に、会員が集まって話し合いを行った。その際、被審人タカヤが出席していた稲垣に受注予定者の決定を一任するなどし、被審人千田工業に「継続性」があったことから、最終的に被審人高光建設・同千田工業JVが受注予定者となった。

上記JVは、入札前に、他のTST親交会等の会員を構成員とする入札参加者たるJV（以下これも「会員入札参加者」という。）に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人高光建設・同千田工業JV以外の会員入札参加者は、同JVが受注できるような価格で入札し、同JVが1回目の入札で落

札した。

(査第150号証, 第169号証, 第172号証ないし第177号証)

(8) 物件12

入札前の平成13年9月4日に, 会員入札参加者が集まって話し合いを行った結果, 被審人照甲組が受注予定者となった。

被審人照甲組は, 入札前に, 他の会員入札参加者に対し, 入札価格を連絡した。

入札において, 被審人照甲組以外の会員入札参加者は, 同被審人が受注できるような価格で入札し, 同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第150号証, 第169号証, 第178号証)

(9) 物件13

入札前の平成13年9月7日及び同年同月12日に, 受注を希望する8社が集まって話し合いを行い, そのうち3社が, 受注予定者が一本化されればその受注に協力するという形で受注希望を取り下げ, 他の4社も受注希望を取り下げたため, 被審人大伸工業が受注予定者となった。

被審人大伸工業は, 入札前に, 他の会員入札参加者に対し, 2回分の入札価格を連絡した。

入札において, 被審人大伸工業以外の会員入札参加者は, 同被審人が受注できるような価格で入札し, 同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第116号証, 第142号証, 第150号証, 第169号証, 第179号証ないし第181号証)

(10) 物件16

被審人小原建設(北上市)に「地域性」があったことなどから, 同被審人が受注予定者となった。

被審人小原建設(北上市)は, 入札前に, 他の会員入札参加者に対し, 入札価格を連絡した。

入札において, 被審人小原建設(北上市)以外の会員入札参加者は, 同被審人が受注できるような価格で入札し, 同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(11) 物件17

入札前の平成13年9月20日に, 会員入札参加者が集まって話し合いを

行った結果、阿部工務店が受注予定者となった。

阿部工務店は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、阿部工務店以外の会員入札参加者は、同社が受注できるような価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第116号証, 第169号証, 第182号証, 第183号証)

(12) 物件19

入札前の平成13年9月20日に、会員入札参加者が集まって話し合いを行った結果、石川工務所が受注予定者となった。

石川工務所は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。また、石川工務所は、アウトサイダー1社に対しても、入札価格を伝え、協力を依頼した。

入札において、石川工務所以外の会員入札参加者及び上記アウトサイダー1社は、石川工務所が受注できるような価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第116号証, 第169号証, 第182号証, 第184号証ないし第187号証)

(13) 物件20

入札前の平成13年9月18日に、会員入札参加者が集まって話し合いを行った。白根建設に「継続性」があったことから、同社が受注予定者となった。

白根建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、白根建設以外の会員入札参加者は、同社が受注できるような価格で入札し、1回目及び2回目の入札ではいずれも同社が一番札となったものの、同社の入札価格が予定価格を上回ったため3回入札が行われ、同社が3回目の入札において落札した。

(査第131号証, 第169号証, 第188号証)

(14) 物件21

被審人タカヤは、あらかじめ稲垣に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。その後、同被審人は、稲垣から、受注希望者が同被審人のみである旨の電話連絡を受け、同被審人が受注予定者となった。



被審人タカヤは、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人タカヤ以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第150号証, 第169号証)

(15) 物件23

入札前の平成13年9月18日に、会員入札参加者が集まって話し合いを行った結果、被審人照甲組が受注予定者となった。

被審人照甲組は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人照甲組以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第150号証, 第169号証, 第189号証)

(16) 物件31

被審人伊藤組が受注予定者となった。

被審人伊藤組は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人伊藤組以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、1回目及び2回目の入札ではいずれも同被審人が一番札となったものの、同被審人の入札価格が予定価格を上回ったため3回入札が行われ、同被審人が3回目の入札において落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(17) 物件32

被審人橋本工務店が受注予定者となった。

被審人橋本工務店は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人橋本工務店以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、1回目ないし5回目の入札ではいずれも同被審人が一番札となったものの、同被審人の入札価格が予定価格を上回ったため6回入札が行われ、同被審人が6回目の入札において落札した。

(査第169号証, 第190号証)

(18) 物件33

入札前の平成13年11月15日に、会員入札参加者が集まって話し合いを行った結果、被審人佐々勇建設が受注予定者となった。

被審人佐々勇建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、3回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人佐々勇建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札において落札した。

(査第169号証, 第191号証, 第192号証)

(19) 物件34

被審人タカヤは、あらかじめ稲垣に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。その後、同被審人は、稲垣から、受注希望者が同被審人のみである旨の電話連絡を受け、同被審人が受注予定者となった。

被審人タカヤは、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人タカヤ以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第150号証, 第169号証, 第177号証)

(20) 物件38

入札前の平成13年12月6日に、JVの代表者を含むTST親交会等の会員14社が集まって話し合いを行ったところ、入札への不参加を表明する会社や、受注予定者が一本化されれば協力する旨を表明する会社もあり、最終的に被審人伊藤組・長田工務店JVが受注予定者となった。

上記JVは、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、上記JV以外の会員入札参加者は、同JVが受注できるような価格で入札し、同JVが1回目の入札で落札した。

(査第142号証, 第169号証, 第177号証, 第193号証, 第194号証)

(21) 物件41

タクミが受注予定者となった。

入札において、タクミ以外の会員入札参加者(ただし大栄建設を除く。)は、タクミが受注できるような価格で入札したが、大栄建設は、タクミ以

外の会員入札参加者がタクミの入札価格より高値で入札することになっていたことを利用して、タクミの入札価格を下回る価格で入札し、落札した。

その後、タクミは、TST親交会等の会長及び役員宛てに、会員である大栄建設の上記行為についての「『会』としての所信を伺い」たい旨の文書を提出した。

(査第112号証, 第150号証, 第169号証, 第195号証)

(22) 物件42

タクミが「関連性」を有していたことから、同社が受注予定者となった。タクミは、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。入札において、タクミ以外の会員入札参加者は、同社が受注できるような価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第150号証, 第169号証, 第177号証)

(23) 物件44

被審人吉武建設は、あらかじめ稲垣に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。その後、同被審人は、稲垣から、受注希望者が同被審人のみである旨の電話連絡を受け、同被審人が受注予定者となった。

被審人吉武建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、3回分の入札価格を連絡した。また、同被審人は、アウトサイダー2社に対しても、受注への協力を要請し、了解を得るとともに、3回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人吉武建設以外の会員入札参加者及び上記アウトサイダー2社は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第142号証, 第169号証)

(24) 物件45

被審人千田工業は、TST等世話役のほか他の会員入札参加者に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。他に受注希望者がいなかったことから、同被審人が受注予定者となった。

被審人千田工業は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人千田工業以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(25) 物件48

長田工務店に「継続性」があったことから、同社が受注予定者となった。長田工務店は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、長田工務店以外の会員入札参加者は、同社が受注できるような価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(26) 物件53

会員入札参加者のうち12社が、稲垣に対し、受注希望を表明した。入札前の平成14年5月14日に、受注を希望する会員入札参加者及び稲垣が集まって話し合いを行った。その際、被審人千田工業が「継続性」を主張し、稲垣も「千田工業が前施工している物件ですので、皆さんよろしいですね」という趣旨の発言をし、出席者から特段の異論がなかったため、同被審人が受注予定者となった。

被審人千田工業は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。ただし、大蔵建設からは協力を得られないことが判明したため、同社には入札価格を連絡しなかった。また、同被審人は、アウトサイダーであった日本住宅株式会社（以下「日本住宅」という。）に対しても、受注への協力を依頼し、了解を得た。

入札において、被審人千田工業以外の会員入札参加者（ただし大蔵建設を除く。）及び日本住宅は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、大蔵建設が同被審人の価格を下回る価格で入札して一番札となり、同被審人が二番札となった。しかし、大蔵建設は、低入札価格調査により失格となり、同被審人が落札した。

(査第169号証, 第177号証, 第196号証ないし第203号証)

(27) 物件54

入札前の平成14年5月30日に、会員入札参加者のうち7社が集まって話し合いを行った結果、被審人陸中建設が受注予定者となった。

被審人陸中建設は、入札前の同年6月3日に、稲垣から、阿部工務店も

入札への参加を表明している旨及び被審人陸中建設の受注に協力する旨の電話連絡を受けた。

入札において、被審人陸中建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第204号証, 第205号証)

(28) 物件55

入札前の平成14年6月4日に、会員入札参加者のうち18社及び稲垣が集まって話合いを行った結果、「継続性」があった被審人高惣建設が受注予定者となった。

被審人高惣建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人高惣建設以外の会員入札参加者（ただし大栄建設を除く。）は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、大栄建設は、被審人高惣建設以外の会員入札参加者が同被審人の入札価格を上回る価格で入札することになっていたことを利用して、同被審人の入札価格を下回る価格で入札し、1回目の入札で落札した。

(査第116号証, 第142号証, 第144号証, 第169号証, 第177号証, 第187号証, 第206号証ないし第212号証)

(29) 物件57

被審人橋本工務店に「関連性」及び「地域性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

被審人橋本工務店は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。また、同被審人は、アウトサイダー3社に対しても、自社の受注への協力を要請し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人橋本工務店以外の入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第213号証)

(30) 物件62

被審人丸卓建設が受注予定者となった。

被審人丸卓建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人丸卓建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受

注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第213号証)

(31) 物件64

入札前の平成14年9月27日に、会員入札参加者が集まって話し合いを行った結果、千田組が受注予定者となった。

千田組は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、3回分の入札価格を連絡した。

入札において、千田組以外の会員入札参加者は、同社が受注できるような価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第187号証, 第214号証ないし第216号証)

(32) 物件67

被審人橋本工務店が受注予定者となった。

被審人橋本工務店は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人橋本工務店以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、1回目及び2回目の入札ではいずれも同被審人が一番札となったものの、同被審人の入札価格が予定価格を上回ったため3回入札が行われ、同被審人が3回目の入札において落札した。

(査第169号証, 第190号証)

(33) 物件73

被審人千田工業は、TST等世話役のほか他の会員入札参加者に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。受注希望者が同被審人のみであったため、同被審人が受注予定者となった。

被審人千田工業は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人千田工業以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(34) 物件74

被審人高惣建設に「継続性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

被審人高惣建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を

連絡した。

入札において、被審人高惣建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(35) 物件75

被審人大伸工業が物件75と同じ工事場所である物件51の施工中であったことから、同被審人が受注予定者となった。

被審人大伸工業は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人大伸工業以外の会員入札参加者(ただし被審人照甲組を除く。)は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、被審人照甲組が被審人大伸工業と同額で入札した。くじ引きの結果、被審人大伸工業が落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(36) 物件80

入札前の平成14年12月10日に、受注を希望する5社が集まって話し合いを行った結果、被審人陸中建設が受注予定者となった。

被審人陸中建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、3回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人陸中建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第12号証, 第169号証, 第217号証ないし第219号証)

(37) 物件83

入札前の平成15年3月3日に、会員入札参加者が集まって話し合いを行った結果、被審人菱和建设が受注予定者となった。

被審人菱和建设は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人菱和建设以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、1回目ないし3回目の入札ではいずれも同被審人が一番札となったものの、同被審人の入札価格が予定価格に達しなかったため、入札は不調となった。その後、一番札であった被審人菱和建设との随意契約に移行され、同被審人が受注した。

(査第116号証, 第169号証, 第187号証, 第220号証ないし第224号証)

(38) 物件86

被審人高光建設が受注予定者となった。

被審人高光建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人高光建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第116号証, 第169号証, 第187号証, 第225号証, 第226号証)

(39) 物件88

被審人タカヤ及び同橋建設に「継続性」があり、同橋建設には「地域性」もあったことから、被審人平野組・同タカヤ・同橋建設JVが受注予定者となった。

入札において、上記JV以外の会員入札参加者は、同JVが受注できるような価格で入札し、同JVが1回目の入札で落札した。

(査第139号証, 第169号証)

(40) 物件94

被審人吉田組に「地域性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

入札において、被審人吉田組以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、1回目及び2回目の入札ではいずれも同被審人が一番札となったものの、同被審人の入札価格が予定価格を上回ったため3回入札が行われ、同被審人が3回目の入札において落札した。

(査第139号証, 第169号証)

(41) 物件98

被審人高惣建設に「継続性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

被審人高惣建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人高惣建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、同被審人及びアウトサイダーである株

式会社クロサワランデック（以下「クロサワランデック」という。）が低価格調査の対象となり、調査の結果、クロサワランデックが失格となったので、同被審人が落札した。

（査第61号証，第148号証，第169号証，第177号証，第227号証）

(42) 物件100

入札前に、岩手県久慈市所在の久慈グランドホテルの会議室において、会員入札参加者のうち5社が集まって話合いを行った結果、受注希望者が被審人蒲野建設と同石倉建設の2社に絞り込まれた。両被審人の話合いの結果、被審人蒲野建設が受注予定者となった。

被審人蒲野建設は、入札前に、例えば被審人小山組に対し、1回目は8600万円以上で、2回目は1回目の最低入札価格から40万円以内の範囲で引き下げた価格で入札するよう依頼するなど、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人蒲野建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

（査第117号証，第143号証，第169号証，第228号証）

(43) 物件101

被審人匠建設が受注予定者となった。

被審人匠建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札すべき価格を記載した札を渡すなどして、自社の入札価格より高い価格で入札するよう要請した。

入札において、被審人匠建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

（査第169号証，第229号証，被審人匠建設代表者）

(44) 物件102

会員入札参加者8社が、TST等世話役に対し、受注希望を表明した。入札前の平成15年8月4日に、会員入札参加者が集まって話合いを行った結果、被審人東野建設工業が受注予定者となった。

被審人東野建設工業は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。また、同被審人は、アウトサイダーである日本住宅に対しても、自社が受注できるよう協力を依頼した。

入札において、被審人東野建設工業以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第116号証, 第139号証, 第152号証, 第169号証, 第230号証ないし第235号証)

(45) 物件103

被審人匠建設に「継続性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

入札において、被審人匠建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第139号証, 第169号証)

(46) 物件104

入札前の平成15年9月22日に、会員入札参加者が集まって話し合いを行った結果、「継続性」を有する阿部工務店が受注予定者となった。

阿部工務店は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、3回分の入札価格を連絡した。

入札において、阿部工務店以外の会員入札参加者は、同社が受注できるような価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第116号証, 第142号証, 第169号証, 第236号証ないし第239号証)

(47) 物件105

入札前の平成15年9月24日に、会員入札参加者が集まって話し合いを行った結果、被審人宮城建設が受注予定者となった。

入札において、被審人宮城建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第240号証)

(48) 物件106

被審人橋本工務店は、「地域性」があったこと及び手持ちの建築工事が少なかったことから、あらかじめTST等世話役に対し、受注希望を表明した。最終的に、同被審人が受注予定者となった。

被審人橋本工務店は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、3回分の入札価格を連絡した。また、同被審人は、アウトサイダー7社に対しても、自社が受注できるよう協力を要請し、会員入札参加者に対する連絡と同内

容の入札価格の連絡を行った。

入札において、被審人橋本工務店以外の入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、1回目ないし3回目の入札ではいずれも同被審人が一番札となったものの、同被審人の入札価格が予定価格に達しなかったため、入札は不調となった。

随意契約に移行することになり、被審人橋本工務店及びアウトサイダー2社の計3社による見積り合わせが実施されることになったが、同被審人は、見積書提出前に、上記アウトサイダー2社に対し、自社の見積り価格より高い価格で見積書を提出するよう要請した。

見積り合わせにおいて、上記アウトサイダー2社は、被審人橋本工務店が受注できるような価格で見積書を提出し、同被審人が受注した。

(査第169号証, 第190号証, 第213号証)

(49) 物件111

被審人宮城建設に「継続性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

被審人宮城建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人宮城建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第139号証, 第143号証, 第169号証)

(50) 物件114

被審人タカヤに「継続性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

入札において、被審人タカヤ以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、1回目ないし3回目の入札ではいずれも同被審人が一番札となったものの、同被審人の入札価格が予定価格に達しなかったため、入札は不調となった。

その後、一番札の被審人タカヤとの随意契約に移行し、同被審人が受注した。

(査第139号証, 第169号証)

(51) 物件123

被審人吉田組が受注予定者となった。

被審人吉田組は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人吉田組以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第116号証, 第169号証, 第187号証, 第241号証, 第242号証)

(52) 物件124

入札前の平成16年5月21日以降、被審人中村建設(宮古市)が、TST親交会等の他の会員4社及び稲垣との間で、個別に面会又は電話による打合せを行った。同月31日、同年6月1日及び同月4日に、被審人中村建設(宮古市)及び上記会員4社が集まって話し合いを行った結果、同被審人が受注予定者となった。

被審人タカヤが受注を希望していたことから、被審人中村建設(宮古市)は、同年6月1日以降、稲垣や被審人タカヤと、面会又は電話による打合せをしたが、同被審人は受注を希望し続けた。

被審人中村建設(宮古市)は、入札前に、被審人タカヤを除く他の会員入札参加者並びにアウトサイダーである日本住宅及び小野新建設株式会社に対して、自社が受注できるよう協力を要請し、了解を得た。

入札において、被審人中村建設(宮古市)以外の会員入札参加者(ただし、被審人タカヤ及び阿部建設(宮古市)を除く。)は、被審人中村建設(宮古市)が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第243号証ないし第247号証, 第249号証ないし第251号証)

(53) 物件125

被審人タカヤに「継続性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

被審人タカヤは、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人タカヤ以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第139号証, 第169号証, 第187号証, 第252号証)

(54) 物件 1 2 9

被審人陸中建設が受注予定者となった。

被審人陸中建設は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、4回分の入札価格を連絡した。また、同被審人は、アウトサイダー3社に対しても、自社の入札価格より高い価格で入札するよう要請し、4回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人陸中建設以外に入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第253号証ないし第258号証)

(55) 物件 1 3 0

被審人佐藤建設工業が受注予定者となった。

被審人佐藤建設工業は、入札前に、他の会員入札参加者に対し、2回分の入札価格を連絡した。

入札において、被審人佐藤建設工業以外に会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、アウトサイダーであるクロサワランデックが同被審人の入札価格を下回る価格で入札して一番札となり、また、アウトサイダーである日本住宅が同被審人と同価格で入札し、この両社が二番札となった。しかし、クロサワランデックは低入札価格調査により失格となり、二番札であった日本住宅と同被審人によるくじ引きの結果、同被審人が落札した。

(査第116号証, 第169号証, 第259号証)

(56) 物件 1 3 1

被審人陸中建設が受注予定者となった。

被審人陸中建設は、入札前に、他の会員入札参加者及びアウトサイダーである株式会社菊地建設（以下「菊地建設」という。）に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人陸中建設以外に会員入札参加者及び菊地建設は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第260号証, 第261号証)

(57) 物件 1 3 2

被審人千田工業は、稲垣に対し、「継続性」があることを理由に、受注

希望を表明した。その後、同被審人が受注予定者となった。

被審人千田工業は、入札前に、他の会員入札参加者及びアウトサイダー3社のうちクロサワランデックを除く2社に対し、入札価格を連絡した。

入札において、被審人千田工業以外の会員入札参加者及び上記アウトサイダー2社は、同被審人が受注できるような価格で入札し、同被審人が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第177号証, 第262号証, 第263号証)

(58) 物件133

被審人藤正建設が受注予定者となった。

入札において、被審人藤正建設以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、アウトサイダーである日本住宅が同被審人の入札価格を下回る価格で入札して一番札となった。しかし、日本住宅は低入札価格調査により失格となり、二番札であった同被審人が落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(1) 物件 29

岩建工業が受注予定者となった。

入札において、岩建工業以外の会員入札参加者は、同社が受注できるような価格で入札したが、アウトサイダーである日本住宅が、岩建工業の入札価格を下回る価格で入札し、日本住宅が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第177号証)

(2) 物件 59

被審人佐々木組が受注予定者となった。

入札において、被審人佐々木組以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、アウトサイダーである日本住宅が、同被審人の入札価格を下回る価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第264号証)

(3) 物件 87

被審人佐々木組が受注予定者となった。

入札において、被審人佐々木組以外の会員入札参加者は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、アウトサイダーである日本住宅が、同被審人の入札価格を下回る価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第265号証)

(4) 物件 109

被審人千田工業は、あらかじめTST等世話役に対し、「継続性」があることを理由に、受注希望を表明した。その後、同被審人が受注予定者となった。

被審人千田工業は、入札前に、他の会員入札参加者（ただし大栄建設を除く。）に対し、入札価格を連絡した。同被審人は、クロサワランデック以外のアウトサイダーの何社かに対しても、自社が受注できるよう協力を要請し、他の会員入札参加者と同様に入札価格を連絡した。他方、大栄建設及びクロサワランデックは協力を拒んだため、同被審人は、この両社に対しては入札価格を連絡しなかった。

1回目の入札において、被審人千田工業以外の会員入札参加者（ただし大栄建設を除く。）は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、

大栄建設及びクロサワランデックが、同被審人の入札価格と同価格で入札し、くじ引きの結果、クロサワランデックが落札した。

(査第169号証, 第177号証, 第266号証)

(5) 物件126

被審人照甲組に「継続性」があったことから、同被審人が受注予定者となった。

入札において、被審人照甲組以外の会員入札参加者（ただし長田工務店を除く。）は、同被審人が受注できるような価格で入札したが、アウトサイダーである日本住宅が、同被審人の入札価格を下回る価格で入札し、同社が1回目の入札で落札した。

(査第169号証, 第177号証, 第267号証)